

衆議院建設委員会議録第二号

(七三)

昭和六十二年五月十四日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

土地問題に関する小委員

谷 洋一君

野中 広務君

村岡 兼造君

小野 信一君

坂井 弘一君

中路 雅弘君

村岡 兼造君

西村 章三君

中村 茂君

平沼 志水

森田 進保君

中島 茂明君

柳 昊君

山本 嘉朗君

田村 嘉朗君

柳 晃君

重三君

嘉幸君

渡辺 尚君

東家 進君

高橋 重三君

嘉幸君

柳 渡辺

尚君

柳 重三君

嘉幸君

柳 進君

柳 尚君

柳 重三君

柳 進

国土行政の基本施策に関する件

○村岡委員長 これより会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、建設大臣及び国土省長官から、それぞれ発言を求めておりますので、順次これを許します。天野建設大臣。

國つていくことがあります。

このため、昭和六十二年度の建設省関係予算については、歳出規模を厳しく抑制するという予算編成方針のもとではありますたが、道路特定財源の全額確保、財政投融資資金の積極的活用、民間活力の活用、補助率の暫定的引き下げ等の措置を講ずることにより、事業費の確保に努めたところです。

また、昭和六十二年度の税制改正については、民間活力を活用するための税制の創設、土地譲渡益課税の改善等が行われることとなつております。

御承知のとおり、国土建設の目標は、住宅・社会資本の整備を通じ、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現することにあります。我が国の住宅・社会資本の整備はいまだ立ちおくれた状況にあります。

このため、昭和六十二年度においては、民間活力の活用による都市開発の促進のための新たな施策の展開等を図り、住宅・社会資本の整備を強力に推進していく所存であります。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に、都市対策であります。

これからの都市整備に当たっては、本格的な都市化、情報化、産業構造の高度化等に適切に対応するとともに、それぞれの地域の特性を生かしながら、安全で個性と魅力ある都市を形成することを目標として、長期的展望のもとに、総合的に計画的に都市政策を推進していくことが必要であります。

このような観点に立つて、都市計画を適切、有效地に推進するとともに、街路、公園、下水道等の都市基盤施設については、五カ年計画に基づき、計画的かつ効率的にその整備を進めてまいりたいと存じます。

さらに、内需の拡大、都市機能の高度化等に資するため、市街地開発事業等の一層の拡充・推進を図るとともに、新たに地方都市等に配慮した民間事業者による都市開発を推進するための制度の創設を図ることとしております。

また、都市近郊集落の計画的整備を進めるための措置を新たに講ずるとともに、都市の防災構造化の促進、都市緑化の積極的推進と「国際花と緑の博覧会」の準備を図っております。

第一に、住宅・宅地対策と建築物の整備であります。

住宅は、国民の生活の基盤であり、家族の団らんの場であります。本年は国際居住年にも当たつております、内需拡大の要請にもこたえながら、第五期住宅建設五カ年計画に基づき、総合的な施策を展開してまいりたいと存じます。

このため、住宅金融公庫の貸し付け条件の改善及び住宅税制の拡充等を図るとともに、大都市地域等における公共賃貸住宅の的確な供給、既成市街地における良質な市街地住宅の供給、既存住宅ストックの有効活用、高齢者対策の充実、地域に根差した住まいづくりの推進、木造住宅の振興等の施策を推進してまいりたいと存じます。

また、宅地対策については、地価の安定に留意しつつ、良質な宅地の供給を促進するため、公的宅地開発の推進、政策金融の活用、関連公共公益施設の整備等を図るとともに、特に、線引きの見

直しの促進、開発許可制度の適切な運用、土地関係税制の改善等に重点を置いて各般の施策を総合

的に推進してまいりたいと存じます。さらに、建築物の整備については、技術開発等

の推進、総合設計制度等の一層の活用を図るとともに、建築規制に関して、経済社会の変化に対応し、適切な見直しを図ってまいります。

た過ちを見直しを因て、もじれたいと存ります。
第三に、国土の保全と水資源の開発であります。

我が國の国土は、洪水・土石流等に對して極めて弱い体質を持っておりますが、その保全施設の

整備はいまだ立ちおくれております。
このため、新たに昭和六十二年度を初年度とす

る第七次治水事業五ヵ年計画を策定し、重要水系の河川の整備、土石流・地すべり対策等を計画的

が、強力に推進するとともに、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業をそれぞれの五ヵ年計画に基づき積極的に推進してまいる所存であります。

また、災害対策の充実を図るため、新たに災害関連緊急事業の制度を創設し、その着実な実施に

さらに、安定した水供給を図るため、多目的ダ

ムの建設等による水資源の開発を促進してまいります。
所存であります。

なお、地域は密接した豊かな河川の整備を一層促進するため、河川の整備に市町村長が参画できることとする等の方策を講ずる所存で

あります。

道路は、国土の均衡ある発展、活力とゆとりある地域社会の形成及び安全で快適な生活環境の確

保を図るために欠くことのできない基本的な公共施設であります。

しかししながら、我が国の道路整備は、いまだ實量ともに立ちおくれております。

き、高速自動車国道から市町村道に至る道路網を
体系的に整備していくとともに、多様化し高度化

する国民の要請にもこたえてまいる所存であります

特に、高速自動車国道に対する国との助成措置の強化を図るなど有料道路事業の推進を図ることも、全国的な高規格幹線道路網の計画を早期に策定する所存であります。

なお、民間活力を活用しつつ、東京湾横断道路及び明石海峡大橋の建設を推進するとともに、新たに伊勢湾岸道路の建設に着手することとしております。

第五に、建設産業・不動産業の振興であります。建設産業については、建設業の許可基準の見直し、許可審査事務の厳正化、元請・下請関係の合理化、中小建設業者の育成、建設労働・資材対策等その健全な発展を図るためにの施策を中心長期的に展望に立つて展開してまいり所存であります。

不動産業については、その一層の振興を図るために、高度情報化社会に対応した不動産流通市場の整備を初めとする各種施策を推進してまいりたいと存じます。

また、経済・技術協力等によって、開発途上国の経済社会基盤施設の整備等建設分野における国際交流の一層の推進に努めてまいり所存であります。

このほか、高速自動車国道等のネットワークを活用した高度情報通信網の整備、高度情報化に对应した都市整備及び建築物整備の推進等を図るとともに、豊かな自然環境と都市機能の調和のもとに、人々が憩い、学ぶことのできる複合的なりゾート地域の整備、先端技術の活用等による建設技術の研究開発について積極的に推進してまいり所存であります。

以上、私の所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、所管行政の合理化、効率化を図るとともに、綱紀の保持に努め、国民の信頼と期待にこたえる考えであります。

委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願いいたします。(拍手)

○村岡委員長 次に、綿貫国土庁長官。

○綿貫國務大臣 國土行政の基本方針及び当面の

諸施策について、私の所信を申し上げます。

我が国は、経済社会環境の変化の中で歴史的ともうべき転換期を迎えており、内需主導型の経済成長等により経済構造調整の推進を図ることが求められています。また、人口の高齢化、全国的な都市化現象、急激かつ広範な技術革新等の潮流への対応も從来にも増して重要となつてきています。

このような変化に的確に対応しつつ、二十一世紀を見通した長期的な展望のもとに、国土の均衡ある発展を図り、住みよい国づくり、地域づくりを進めるため、私は、次に述べる諸施策を積極的に推進してまいります。

第一は、国土計画の推進であります。

まず、国土政策の根幹となる全国総合開発計画については、二十一世紀への国土づくりの指針となる第四次全国総合開発計画の策定作業を鋭意進めています。計画立案案に当たっては、各地域がその特性を生かしつつ、多様性を持ちながら活性化し、適切に機能分担している姿、いわば多極分散型国土の構築を目指すこととしております。あわせて国土利用計画についても体系的整備を推進してまいります。

第二は、地方振興の推進であります。

多種分散型国土を形成するため、二十一世紀に向けての基本的、総合的な地方振興施策の検討及び地方定住基盤の整備と地域経済の活性化のための地域振興プロジェクトの推進を図るとともに、全国に対応した新しい東北、北陸、中国、四国及び九州の各地方開発促進計画の策定及びこれに基づく振興施策を推進してまいります。

また、新産業都市、工業整備特別地域、テクノ

ボリス地域の整備により、地方産業拠点の振興を図ることともに、田園都市構想モデル事業などによる魅力ある地域づくり、花と緑、伝統文化などの地域の個性を生かした町づくり、生活環境と生産基盤の調和した豊かな村づくりを進めるため、地方都市と農山漁村について総合的な整備を図っています。

さらに、過疎地域、振興山村、豪雪地帯、特殊土壤地帯、離島、奄美群島、小笠原諸島、半島などについても各種の特別事業の実施、生活環境の整備、産業の振興などを積極的に進めることにより、計画的、総合的振興を引き続き推進してまいります。

特に、豪雪地帯については基本計画を改定し、これに基づき豪雪地帯の振興施策の総合的推進に努めることとしております。

また、特殊土壤地帯については、既に特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限を五年間延長していただいたところであり、引き続き所要の施策を推進してまいる所存であります。

さらに、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興を目指して、民間事業者の能力の活用により広く国民が利用できるリゾート地域を整備していくため所要の措置を講ずることとし、今国会に関係省庁と共同してリゾート地域整備のため総合保養総合開発事業費を活用し、事業及び調査の調整を行ってまいります。

第三は、大都市圏整備の推進であります。

大都市圏の整備と秩序ある発展を図るために、新しい三層の大都市圏整備計画、首都改造計画、新しい近畿の創生計画及び二十一世紀中部圏計画を積極的に推進してまいります。

また、東京大都市圏における核都市の育成整備及び筑波研究学園都市の育成整備を図るとともに、琵琶湖総合開発事業の計画的な実施、関西文

土地は、国民の生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、地価の安定と適正かつ有効な利用地の推進を図ることが極めて重要であります。

地価は、現在、全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇が見られます。

この地価高騰に対しては、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところであり、特に土地取引の適正化については、小規模土地取引の規制の強化、土地取引動向の監視の強化等の投機的取引の抑制策を講じてまいりました。さらに、現在、国土利用計画法の改正及び超短期重課制度の創設、土地税制の改正について法案を出し、御審議をお願いしているところであります。

国土利用計画法については、地価が急激に上昇している地域等で都道府県知事が指定する区域において土地取引の届け出をする面積の限度を引き下げることができることとすること等を内容としており、その速やかな御審議をお願いする所存であります。

また、国土利用計画法の的確な運用、地価公示の拡充等により、長期的な地価の安定傾向の定着を図るとともに、土地信託、借地といった所有者参画型の土地供給手法の活用等による土地の有効利用の推進を図つてまいります。

今後とも、地価対策関係閣僚会議を機動的に開催し、効果的かつ総合的な地価対策を政府一体となつて強力に推進してまいる所存であります。

第五は、総合的な水資源対策の推進であります。

水資源の安定を図ることは、国土行政を推進する上で基本的な課題の一つであります。

このため、経済社会情勢の変化、連続して発生する渇水などに対応し、二十一世紀を展望して策定する新しい水資源に関する長期計画及び利根川水系、荒川水系などにおける水資源開発基本計画に沿い、水源地域対策等の充実を図りつつ、積極的に水資源開発を推進してまいります。

さらに、地盤沈下防止等対策要綱に基づく諸対策の推進など地下水利用の適正化を推進するとともに、「水の週間」行事の実施、雑用水利用の促進など水資源の有効利用に努めてまいります。

第六に、災害対策についてであります。国土を保全し、国民の生命及び財産を地震、火災による災害から守ることは国の重要な責務であり、国土庁といたしましては、関係省庁との緊密な連携のもとに、各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施していく所存であります。

昨年は、豪雪、梅雨前線豪雨、台風第十号及びその後の低気圧、伊豆大島及び桜島の火山噴火などによる災害が発生いたしました。これらの災害が見られたところでも、これらは復旧事業等の促進に努められてきました。これらの災害が発生いたしました。これらの災害が見られたところでも、これらは復旧事業等の促進に努められました。

また、伊豆大島の火山噴火に対する対策としては、緊急観測監視体制及び活動火山対策特別措置法に基づく避難施設の整備推進等の対策を講じてきたところであり、今後とも適切に対応してまいる所存であります。

なお、そのほかの火山対策については、全国の活動的な火山に係る防災体制の整備を促進するとともに、特に火山活動が活発化している桜島については、降灰対策、土石流対策などを総合的に推進してまいります。

次に、震災対策については、発生が懸念される東海地震に對処するため、引き続き防災体制の充実、地震対策緊急整備事業の促進等を総合的に推進してまいります。

また、近年多くの被害を発生させている土砂災害については、関係省庁との連携を図りつつ、治山砂防施設の整備、警戒避難体制の整備など、総合的な対策を推進していく所存であります。

さらに、防災無線網の充実強化を図るほか、情報化に対応した総合的な防災対策の推進を図ることとしております。

最後に、国際化の推進であります。本年は国際連合が定めた国際居住年に当たり、

すが、それはそれとして、建設省としてこれから建設事業に対する外國からの参入、今そう多くはないようではあります、その希望の見通しあるいはそれに対してどのように対応をしようとしているのか、少し中長期的に見解をいただきたいと思うのであります。

○天野国務大臣 近く——どういう言葉を使つたらいのか、間違つたら大変ですから、会期が延長になるか臨時国会を召集するかという問題は、いわゆる政党間では話し合ひがついたようになりますから臨時国会召集ということになるだろうと思いますし、その段階における補正予算の組み方の内容についてございますが、理論的な根拠はまだ打ち合わせをしておりませんからありませんが、私は、建設省の執行能力の範囲内でできる最大限をひとつやりたい、そういう考え方でこの間発言をしたわけではあります、減税分を含めるなんということはもつてのほかであります。こんなことは私たちの方にはまだ何の話し合いもございません。

それと、五兆円以上という数字であります。

六兆円以下とか五兆円以上、日本語は非常に難しい

のですから、そういう点で五兆九千九百九十九億も五兆円以上でありますし、五兆と一億円でも五兆以上でありますから、そういう点で、できれば少しでも多くやつてほしいから五兆五千億円ぐらいい考へるようにしてほしいという発言をしたわけでございます。理論的根拠はありません。

ただ、事業費で、現在の建設省並びに公共事業を扱っている官庁の能力は大体七兆円ぐらいだそ

うであります、そういう点で、それにできるだけ近い数値という意味で、実は五兆五千億ぐらい出しますようにしたらどうだ、ともかくも去年の補正は中身が空なんだからことしはそれ以上考慮すべきではないかという意味合いで発言をしております。

それからもう一つの外国企業の問題は、ちょっと発言がしにくいのであります。というのは、今アメリカに対してもう一つの問題は、日本はオー

○天野国務大臣 近く——どういう言葉を使つたらいのか、間違つたら大変ですから、会期が延長になるか臨時国会を召集するかという問題は、いわゆる政党間では話し合ひがついたようになりますから臨時国会召集ということになるだろうと思いますし、その段階における補正予算の組み方の内容についてございますが、理論的な根拠はまだ打ち合わせをしておりませんから、ありませんが、私は、建設省の執行能力の範囲内でできる最大限をひとつやりたい、そういう考え方でこの間発言をしたわけではあります、減税分を含めるなんということはもつてのほかであります。こんなことは私たちの方にはまだ何の話し合いもございません。

それと、五兆円以上といふ数字であります。

六兆円以下とか五兆円以上、日本語は非常に難しい

のですから、そういう点で五兆九千九百九十九億も五兆円以上でありますし、五兆と一億円でも五兆以上でありますから、そういう点で、できれば少しでも多くやつてほしいから五兆五千億円ぐらいい考へるようにしてほしいという発言をしたわけでございます。理論的根拠はありません。

ただ、事業費で、現在の建設省並びに公共事業を扱っている官庁の能力は大体七兆円ぐらいだそ

うであります、そういう点で、それにできるだけ近い数値という意味で、実は五兆五千億ぐらい出しますようにしたらどうだ、ともかくも去年の補正は中身が空なんだからことしはそれ以上考慮すべきではないかという意味合いで発言をしております。

それからもう一つの問題は、日本はオーライ

○高橋(進)政府委員 今先生から具体的に数字をお示しになりましたが、これは建設保証会社の統計の数字で、そのとおりでございます。

建設保証会社の数字といいますのは前金払いの保証をしたものについてでござります。

建設省のみならず全省またがつてること、それから地方公共団体によりましてはまだ保証をかけたまつたりしまして必ずしも正確に出でようということで、決して受け入れを拒んでいるわけではありません。ところがなかなか過去の慣例からいつてみたって、諸外国で一番仕事をとつてているのは韓国でその次は日本ですから、あとはもうアメリカさんが出てきたって、アメリカが来たから特定に指名でやらせるなんというわけにはいきませんから、競争入札ですから、そういう点からいえば恐らくアメリカ企業は進出できないんじゃないかな、私はそう想像したのですが、それで業界関係の意向を聞く必要があるだろう。進出企業は三社だというのです、最近になって詰めてみれば三社のうちの一社は日本に出ておりますが、あの二社は全然影も形もありませんから、本当にやる意思があるのかどうかということを確かめる意味において業者間の話し合いをしようとすることに今いたしております。

それからもう一つは、具体的には事務局當局から説明させますが、公共事業の配分計画は、今先生のおつしやるように大都市中心であつてはいけない、特に東京中心であつてはいけない、そういう考え方で、慣性的な、配分計画としては我々は今までの関係もありますからやつておると思いまが、私の場合は去年の補正から実質的に配り始めたのであります。今年の段階では、御承知のように円高によって不況をこうむつた地域に重点的な配分をしたいというので、実は去年の補正からことしの今審議されておる予算でもそうであります。この二の部分で特に私は注目したいと思うのであります。

○三野委員 建設省は地方重視でおやりになつてゐると言つてみても、この数字を見る限り、地方の財政力の差があるものですからます格差を生みつづけるということを考えてみて、社会資本の充実という立場で日本列島全体の均衡ある発展ということを考えてみると地方にもう少し傾斜配分をすべきではないか、こういうことを申し上げておきたいと思うのであります。

それから大臣、外國からの参入については建設省としては拒む理由は何もない、一般競争入札だ、さあどうぞおいでください、こういうことで特別扱いはしませんよ、こういうように理解をしていいのであって、ただ、来て競争できるかどうかはそのときの話だ、こういうことですね。わかれました。

さて、この際、国土長官はおりませんが、政務次官がおいでございますのでお尋ねしておき

ます。これは建設省のみならず全省またがつてること、それから地方公共団体によりましてはまだ保証をかけたまつたりしまして必ずしも正確に出でようという問題であります。今政府の方で総意議論をされております四全總の問題であります。

一つは、国土長官が四月の末にまで、今各省で議論をされているようであります。聞くところによると八月ごろにはまとまって成案ができるのではないか、こういう話を聞くのであります。ですが、そこらの日程についてお尋ねしておきたいと思います。

いま一つは、国土長官の中でも、第二章の部分で「多極分散型国土の姿とその実現」ということで、いわば当初出されたものが東京中心じゃないで、一つには工業の分散、再配置、二つ目には業務上独立性が比較的高い中央諸官庁の一部部伸ばしておるわけでございまして、建設省の予算正でござりますが、これは不況地域を重点的にやつたわけでござりますが、その結果といたしましては地方圏では七六・一%というふうにシェアを六十一年度の、去年の補正度当初予算では六八・四%ということで若干ふえ続けております。さらに六十一年度の、去年の補正でござりますが、これは不況地域を重点的にやつたわけでござりますが、その結果といたしましては地方圏では七六・一%というふうにシェアを伸ばしておるわけでございまして、建設省の予算の配分におきましてはそういうことで地方重視ということで行つております。

なお、最初申し上げましたように保証会社の数字との関係の分析につきましては、なさいたしました後日、先生に御報告申し上げたいと思

います。

○三野委員 建設省は地方重視でおやりになつてゐると言つてみても、この数字を見る限り、地方の財政力の差があるものですからます格差を生みつづけるということを考えてみて、社会資本の充実という立場で日本列島全体の均衡ある発展

いうよう理解をしていいのかどうか。したがつて、一つには比較的独立性の高い中央諸官庁の一部部局といふのはどういうものを指すのか。さ

らにはもう一つは、今現にある地方の出先機関と

いうものをさらに権限強化する、予算、財政、運営等についても権能を持たすという意味とつて

いいのかどうか。あるいは市町村への権限移譲も

が中央に集中するために経済財政運営というもの

含むと思いますが、特に地方の国の出先機関の権限強化を考えるべきではないのかと思うのです。

私は実はこれに賛成なんであります。いわば権力

が中央に集中するためには、特に地方の国の出先機関の権

限強化を考えるべきではないのかと思うのです。

私は実はこれに賛成なんであります。いわば権力

私は思うのであります。とりわけ資本主義社会において、この点をひとつ聞いておきたいと思います。それからいま一つ、きのうからきょうにかけて日本列島に雨が降って、非常に喜んでいるわけではありませんけれども、どうも水不足が恒常化しつつあるのじゃないかという気がするわけであります。単に一時的な天候だけではなしに、水不足が恒常化している、こういう気がするわけがありますが、そこらについてどういう見解を持っているのか。そして、日本本列島の水の利用状況はどう動いているのか。特に第一次産業の農業用水といふのはどうかといふことは、私は思うのであります。それがどうなのか。工業は、水を使うのが減っている産業がだんだんふえている。生活用水があえているのじゃないかと思うのですが、そちらの現状をまず報告いただきたい。

そして、水は無制限じゃないのであって、ダムをつければ何とかなるという仕組みだけではなくて、やはり有限資源だという前提がなければならぬと思う。その点が我々の側に少し弱いのじゃないかという気がするわけでありまして、その点をもつと強調して、有限資源である、だとするならば、水利用面からの生活改善、再利用も含めてここらのことがもっと議論の中心に据えられて、水は幾らでもあるんだという物の考え方から変えていかなければならぬと思うのであります。とりわけ生活用水の問題を含めて、水利用面からの生活改善というものについて政府は調査研究をしていました。

以上、状況だけ御説明申し上げさせていただきました。

〔委員長退席、中島（衛委員長代理着席）

○星野政府委員 作業状況についての御質問でございます。現在、先生御指摘いただきましたように関係省庁とすり合わせをやっている最中でございます。したがいまして、関係省庁と観察早く作業を進めまして、現在作業を続いているところでございま

す。

関係省庁との作業が一段落いたしますと今度は、国土審議会という審議会が私どもにございまして、そこで、国土審議会に国土試験というものをかけさせていただく段取りになります。国土庁から国土試験というものを国土審議会にかけさせたいと申しますと、国土審議会で御議論いただきまして、御議論がどのくらい続くか今のところ予想はつきませんが、三全総のときの経験等でござりますと一ヶ月ないし一ヵ月半ぐらいという審議経過をたどりました。そこらはまた改めて国土審議会の御判断だと思いますので、そちらも含めまして、私どもとしてはできる限り早急に四全総の策定作業を進めたいと現在考えておるところでございます。

それからもう一つ、国土試験の、先生御指摘

のいわゆる東京一極是正という観点で何点か今各省と相談しております中に、政府関係機関の方への分散ということについても御相談申し上げております。現在関係省庁いろいろ御意見がございまして、具体的にどの機関かと言われましても

今のこところちょっとお答え申し上げかねるところがございますが、基本的には先生御指摘のように

独立性の高い政府関係機関、それからもう一つは、地方支分部局についてより権限を与えてくださいといふようなことも関係省庁に今お願いして

いる最中でございまして、なお折衝中でございました。

以上、状況だけ御説明申し上げさせていただきました。

○工藤（巣）政府委員 御質問は、東京にあるいろいろな研究機関や地方支分部局の分散といふこと

が地方分権につながるのかどうかということであつたかと思うのでありますけれども、多極分散型

の国土をつくる場合に、地方がみずからその地域の開発、発展の努力をしていくことが極めて重要である。したがつて、その意味では地方分権が望ましいということについては同意見でござります。

長期的な水資源対策をいたしまして、今後の水需要の増大に対応するとともに最近のこういった少雨傾向、経済社会の高度化に対応するために

は、水供給の安全度を高めていくための施策が必

要であると考えております。このためには、水資源開発を積極的に進めますとともに、水利用者側においても節水などの水利用の合理化に努め、総合的な水資源対策を推進していく必要があると考へております。現在、四全総と整合をとりながら策定中の総合的な水資源計画におきまして、これらの事項を重点的に検討いたしております。

それから、水の問題につきましては水資源部長

からお答え申し上げます。

○志水政府委員 水資源に関しましての御質問に

お答えしたいと思います。

近年だけ眺めてみましても、昭和五十九年の秋から六十年の冬にかけて、また昭和六十一年の秋か

ら六十二年の冬にかけて、東海とか近畿地方を中心として西日本で渇水が発生をいたしました。ま

た今御指摘のようない、ただいま雨が降りました

が、こことしになつてこの四月から五月にかけても

東日本を中心に渇水が発生をいたしております。

最近の数十年間において降雨の状況を眺めてみますと、我が国の年間の降雨量は全体的には減少

傾向にございまして、また気温が上昇傾向にある

ということと相まって、非常に渇水が発生しやす

い状況になつております。

渇水が発生している原因といつたましては、降

雨が少ないということが直接の原因ではございま

すが、水利用が非常に高度化をしておりますこと

と、また、ダムなどの水資源開発がおくれておりま

すことに加えて、以前に実施されました水資源開発計画において、計画時に想定をいたしました

降雨条件に比べて近年は雨が非常に少なくなつて

きており傾向がござりますために、渇水時におけるダムからの補給必要量が増大をしておりま

すが、ダム容量が不足してきてるというようなこ

とが一つの大きな原因と推定をいたしております。

また工業用水につきましては、現在年間約百五

十八億トン使われております。生産活動のウエ

ークが基礎資材型産業から加工組み立て型の産

業、生活関連型産業へ移行する等の産業構造が大

きく変化をしておりますために、先生御指摘のとおり、水の需要が微減ないし横ばいの傾向になつております。これには水の再生利用の回収率も七

四%と非常に高くなつております。これらも横

ばいの一つの大きな原因になつておりますが、今

後産業活動がさらに活発化することにあわせまし

てこういう再生利用の回収率がほぼ頭打ちの現況になつておりますことを見ますと、従来のような

ふえ方ではないが徐々にふえていくのではない

か、このように推定をいたしております。

また農業用水につきましては、現在年間約五百

八十億トン使われております。水田面積は減少

傾向にありますものの、単位水田面積当たりの水使用量は、減水深の増大とか用排分離等によります反復利用率の低下といったものによりまして増加する傾向にございます。また、畠地かんがいが進展していることによりまして、全体としては現在横ばい傾向にございますが、今後とも土地利用の高度化等が進みますとやはり微増していくもの、このように推定をいたしております。

それから、最後に御指摘のありました有効利用の件でございますが、特に生活用水の有効利用につきまして御説明いたしますと、一人一日当たりの使用量を見てみると現在約二百九十八リットル一ということになつております。これは、節水とか水使用の合理化の進展等を反映をいたしまして、その伸びが昭和四十年代は年間約5%と非常に大きかつたのですが、最近では年間約1%に低下をしております。また、水洗トイレなどに使用します雑用水としての再生水の利用も、事務所ビルなどを中心に徐々にその普及が進んでおりまして、その施設数は現在全国で約四百四十件、使用量も一日約六万六千トン程度になつております。順次増加していく傾向にございます。これらの雑用水の利用に当たりましては、逼迫する水需要対策並びに下水道に対します負荷の軽減等の立場から考えましても、今後とも地域の実情に応じてその積極的な導入を図つていく必要があると考えております。

しかし、これら雑用水利用の普及に当たりましては、その造水コストが非常に高いということ、また、施設の設計あるいは管理の基準等につきましてまだいろいろ問題がございます。これらの問題につきましても積極的に対応しながら、あわせて税制、金融上の優遇措置等につきましても充実させながら、今後とも一層こういった有効利用が図れるよう努力をしてまいりたいと考えております。

建設省の方に二、三お尋ねしておきたい。時間がないものですから走り走りいきます。

建設大臣は五兆五千億の要求で、これはもう公共事業を中心にやっていくというお話をあります

が、御承知のように、せんだつて野村総合研究所が発表したところによると、五兆円の内需拡大でG N P を一年間に押し上げる効果は〇・七%なんだよ。したがって、今のままでこれをやつて

みでもG.N.P.は三%どまりじゃないのか。これだから直ちに貿易の黒字に直結するというのもおかしな話ですが、今貿易の不均衡が問題になつてゐる中で五兆円やつてみても、黒字減らしは三十億ドルにしかならぬ、こういう経過が発表になつたわけあります。これについて建設省はどういう見解を持つてゐるのかお尋ねしておきたいのが一点であります。

いま一つは、公共事業の地域経済に与える影響について二、三お尋ねしたいのです。

六十一年度の補正予算の場合で、つば下元也

域へ傾斜配分をされる、十四道県に対して一・一%、その他三十三都府県は八・二%ということ

になつておるわけですが、これはどういう結果をもたらしただろか。労働省も出席いたいでありますから、特に建設省としては有効求人倍率の状況を見ながら配分した、こう言われるわけなんですね。したがつて、単に雇用だけではない、ほかの面でも影響はあるのだろかと思ひますけれども、我々があのときに議論しているのを聞いていて、やはり失業者は随分出でてきている、鉄鋼、石油その他、貿易産業等も出でている、そこへ失業者を救うために有効求人倍率を基礎にして重点配分をしますよ、こう言つたのでありますけれども、労働省、これはどうなつてゐるか、ひとつお尋ねしておきたい。

私の調べたところでは、六十一年四月と六十二年三月を比べてみても十四道県の有効求人倍率が〇・〇六一%しか上がっていないわけであります。全国平均では残念ながらプラス・マイナス・ゼロでありまして、去年の九月から十一月、ここ

らが一応補正予算を議論する場合の対象になつて
いたと思うのであります。この九月、十月と、十
二月の予算が通つて発注をして二月、三月、集中
的に工事が各地で行われておると思うのであります
が、その三月と比べてみると有効求人倍率はマ
イナスのところがふえているのです。私の見たと
ころでは八県がマイナスですね。あとも、若干上
向いたところもあるのでありますけれども、そうち
目立つた状況が見えていない、こういうふうに思
うのであります。ところはどうなつてあるのか
聞いておきたいと思います。

いま一つは、経済企画庁の長期経済研究会が五
月に発表予定だということが既に出たのであります
が、二十一世紀に向けての社会資本の充実、こ
れについても皆様しなければ先進国並みにはならな

れにこして各地しなければならぬ途程並みなんらないよと。日本経済は経済的には先進国並みなんだけれども、社会資本は非常に立ちおくれている、したがつて、まず五百兆ぐらいのものをやらなければいかぬじやないか。五十九年度の概算値で現まで三百四十七兆円と見てはいるわけですね。こ

これが歐米並みにいくためには、日本列島の複雑な土地環境、山間部が多いなども含めて、いわばGNPの二倍ぐらいの投資がなければヨーロッパ並みにならないじゃないかという話があるわけであります。確かに調べてみると、今までも義

論されておりますが、下水道、都市公園あるいは生活道路などを見ると、先進国から見ると非常におくれがあるわけですね。これをやるためにには二十世紀に向けてやはりこのぐらいの規模でやらなければ到達しないということがあるのであります、これについて一体どういうふうに考えていいのか。

とりわけ我が国は、建設国債いろいろとやうとしているわけですね。建設国債は御承知のとおり償還期限六十年ということになつてゐる。ところが、社会資本の耐用年数は約三十年ないし三十二、三年と言われてゐるわけです。そうすると半分ですね。そうなりますと、建設国債と租税による一般財源とは五〇・五〇でなければペイしない

い。それ以上の建設国債を出していると子孫に對して過重な負担を残すことになるという報告があつた。

るわけでありますが、そこらについて財政上の取り組みをどうすべきなのか。ぜひ私は建設省とし

ての意見を聞いておきたいと思ひます。社会資本の充実ということになると、生活関連環境整備ということが重点に置かねばならぬ。下記

道、公園、生活道路、そして居住環境を高めていくということに集中的に行うべきであると思うの

あります。そこらはどんなのかといふことであります。

換しておきたいと思いますのは、今度の五兆円あるいは去年の補正予算についても、不況、内需拡大、景気浮揚につきが公共事業につながるべく

方、景気浮揚をいたすことで公共事業といふものが、こういう政策設定をしておるようであります

すると破綻してしまうのではないか。むしろ建設省の側からいふと、そういうことだけではなまこ、今申し上げたような公共事業の地域整備に

れる影響あるいは労働力を吸収した経過から見る
と、私は県会時代から若干不安を持っているわけ

ですが、むしろそうではなしに、先進国並みの生活水準、生活環境、社会資本充実のためにはこういう公共事業が集中的に行われなければならないんだから

いと、私は、単に不況、黒字減らし、そして内需

拡大イコール公共事業という論理はどうも整合性がないんじゃないのか。もちろんゼロとは言いませんよ、ゼロとは言いませんナビゴも、ゼロは社会

資本の充実、生活環境の整備という点に、ヨーロッパ並みの生活環境というところに持っていくべき

きではないかと思うのであります。」これらにいたしまして、労働省も来ておられますから、この間の補正予算の結果がどういうようにその地域には影響しているのかも含めて御答弁いただきたいと思います。

答えしたいと思います。順不同になるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。まず一つは、野村総合研究所、五月五日の読売新聞だと思いますが、その記事に関するお尋ねでございます。もちろん公共投資というものが生産活動を通じて乗数効果あるいは生産誘発効果あるいは雇用誘発効果というのがあるということから内需拡大に非常に有効であるということは、もう御説明するまでもないと思います。こういった公共投資の効果について、いろんな機関がいろんな前提条件を置きながらいろいろな数字を出しておられます。本件の野村総合研究所につきまして、問い合わせをやつたわけでございますが、その詳細な前提条件についてはつまづらかにできなかつたということがございまして、ちょっとこの点については評価といいますか論評を差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、仮に五兆円という、これはこれから話ですからどうなるかわかりませんけれども、仮に五兆円という公共投資があつたとした場合のGDPの押し上げ効果、これは経済企画庁の改定世界経済モデル、これはごく最近、たしか五十九年に改定されたんだと思いますが、あるいは私の記憶が正しければそうだと思いますが、最近においてもそれは有効であるということを伺つておりますけれども、それでやりますと、初年度の乗数効果が一・四七でございますから、結果的にいよいよ一・七%のGDPの押し上げ効果があるといふうに考えておるわけでございます。それから、日経の中期モデルからの計数があるわけでござりますけれども、それによりますと、経常収支の改善効果につきましては五兆円で約四十億というような数字になつておるわけでございます。

それから二つ目でございますが、やはり五月五日の読売新聞だと思いますが、経済企画庁の記事に関するお尋ねでございます。これは実は、先ほども先生からもありましたように、五月の末に公表するということでございまして、結局その詳細な中身を我々として掌握してないわけでございま

す。したがつて、その五百兆というけれども、どういう内訳になるのか、特に建設省の所管している公共施設、こういったものに係る部分はどういう水準で考えられておるのかといふことがわからぬのでございます。

確かに、我が国の住宅あるいは社会資本の整備の水準というのは非常に低い。住宅等、なかなか指標が難しいんですけども、一言で言うと一部屋足りない。あるいは、公共施設はそれぞれ細かくいろいろありますけれども、大まかに言つて三分の一の水準というようなことでございまして、その充実を図つていくというのが非常に重要だという認識は持つております。建設省といたしましては、昨年の八月に、これは建設省だけのものでございますけれども、約二年ぐらいかけて、二〇〇〇年までに公共投資あるいは公共整備をどうしていくか、どうすべきかという点について公表して世に問つております。

ポイントだけ申し上げますが、これから高齢化社会に入れるということから、これから十五年というのには非常に重要な投資期間だという点が一つのポイントであります。

それから、いろんな前提を置きまして、その一つの中に潜在成長力を五%と置いておるわけですが、仮にそれと同じ公共投資というものをやつていく、IGでございますけれども、そういうことを前提といたしまして、現実的な可能性等も含めまして非常に概略的な数字であります。我が省の所管の公共投資について三百四十一兆円、まあ細かいところは多少動くかもしれませんのが約三百四十兆円必要であるという試算をしておるところでございます。

それからもう一点でございますが、公共投資の位置づけについてでございます。もちろん、今申しましたように我が国の公共施設の整備水準といふのは非常に低くなっています。したがつて、これは単に欧米諸国に比べておくれているからといふことではなくて、まさに国民の非常に強い要望があるわけだし、それから国民の生活水準をいか

に向つけるかといふことからいつでもその推進を図つていかなければならぬということです。まさにそこに基本的な目標があるということは御指摘のとおりであります。ただ、その公共投資が、先ほど申しましたようにいろいろ経済的な波及効果があるわけでございます。これら、そういう意味で内需拡大の柱の一つといふことに位置づけられると

いふこともあるかと思うわけでございます。

それから、ちょっと前後いたしますが、生活関連施設を中心にしてべきではないかという、たしか御指摘があつたと思ひます。もちろんそういう点非常に重要な点だと思います。しかし、要するに、全般的に国土をどういうふうに向上していくかといふことでもあります。安全の問題をどうするか、あるいは快適な基盤をどうするか、あるいは、まさに先ほども御議論がありましたような、地方活性化するための公共投資をどうするか、そういうものを全体をバランスよく行つていくことでもあります。

それから最後に、たしか去年の経済白書の中で公共施設の平均的な耐用年数が三十二年と、それを引きになつておるわけだと思いますが、確かに償還とそういうギャップがございます。しかし、公共投資そのものは、元来やはりその性格からいきましても一般税収といいますか、それで対応すべき、つまりお金がこう上がつてくるといふふうに思つておるわけだと思います。それから何といいますか、探算的な、経営的なものではないという性格からいたしますとまさに一般財源を使ってやるべきものであるといふふうに考えておるわけでございますが、そういうもの全体を加味しながら考えていくべきではないかといふふうに考えております。

そういう形で私たちは、この公共事業の発注がなかつた場合、じゃどうだつたのかといふ計算は大変難しくござりますので、そこあたりの積算ははつきり出てまいりませんが、相当の地域経済に与えた影響があつたのではないかというふうに考えておるわけでございます。

それと、例えばこの効率人倍率と見えます公共事業の影響、特に例ええば建設業で見てみますと、最近御案内のとおり製造業を中心にして求人が非常に冷え込んでいる。特に製造業では、昨年の夏以降対前年比で二けた、大体二〇%ぐらいの求人減がございました。ところが、建設業だけが重要産業の中でも全く逆で、求人がふえてい

る。やはり八月から二月ぐらいまでは二けたの伸びを示しております。私ども、確かにこの効率人倍率が低いような都道府県等につきまして公共事業の重点的な配分といふこともお願い申し上げ、いろいろ御配慮いただいてこのような形になっておるわけでございますが、具体的に少し数字を見てみると、この十四道県、北海道、青森、秋田、兵庫、和歌山、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の十四道県でござりますが、これについて見てみますと、この有效率人倍率、例えれば昨年の三月とこどしの三月を比べますと、昨年の三月が〇・四八でございまして、ことしの三月が〇・五〇でございまして、ことしの三月が〇・五〇といふことで、確かに伸びは〇・〇二しかふえていない。それから、見ますと、昨年の四月が〇・四七でございましたから、それから、ちょっと前後いたしましたが、この季節調整した数値ではほとんど変わつておません。例えば三月、〇・六三でござりますので、昨年の状況を見ましても〇・六三とか六四でございまして、横ばいかむしろ下がりぎみ。全国はそういう中にあって、この十四道県につきましてはむしろ一見この伸びは必ずしも高くないようでございますが、ただ、全国的に見てみると、この季節調整をするかどうかによつても違いますが、季節調整した数値ではほとんど変わつておません。例えば三月、〇・六三でござりますので、昨年の状況を見ましても〇・六三とか六四でございまして、横ばいかむしろ下がりぎみ。全国はそういうなかつた場合、じゃどうだつたのかといふ計算は大変難しくござりますので、そこあたりの積算ははつきり出てまいりませんが、相当の地域経済に与えた影響があつたのではないかといふふうに考えておるわけでございます。

おりまして大体対前年六%の伸びでございますが、そのような形で求人が力強い。そういうものに支えられて全体の有効求人倍率がやつと横ばいということでございまして、大変大きな強い影響を与えていたりとあります。

ただ、残念ながら地域経済全般を見ますと、鉄、造船その他いわゆる重厚長大産業といったようなものを中心にいたしまして雇用調整がまだ進むということもござりますので、そういうふたつのような形でなかなかすぐに求人倍率も大幅に上昇という形になつておりますが、全般的には大変大きな力強い影響を与えていたりではないか、このように私たちも考へておるところでございます。

○三野委員　ありがとうございます。

○中島(衛)委員長代理　坂上富男君。

○坂上委員　坂上でございますが、私の質問の時間は十一時五十分までということになつております。今少し時間オーバーしておりますので、あるいはちょっと超過してもお許しをいただきたいと思います。

本日の質問は三点でございます。一つは地価抑制に対する見通し、それから地域振興整備公団法に基づくニュータウンの全国的な状況、三番目に原子力発電所におきますところの災害対策基本法との関係における住民避難とその訓練についてお聞きをいたしたいと思います。

そこで、時間の配置でございますが、十一時二十分まで地価抑制、それから十一時三十分までニュータウン、以下二十分を原発問題、こういうことでござりますので、御協力賜りたいと思います。それから御答弁でござりますが、「一行でいいです。イエスかノーカ、さつと答えていただく、こういうふうにひとつお願ひをいたしたい」とお聞きをいたしました。

さて、まず、国土府長官は私の時間中はお帰りになりません。じゃ、それならそれなりにきちっとひとつおわりの人でお願いをいたしたいと思います。

ただいま国土府長官の所信表明をお聞きをいた

しました。そこで問題は、土地対策についてこういうふうな所信表明があつたわけでございます。

「地価は、現在、全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇がみられます。この地価高騰に対しては、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところであり、」それで飛びまして、「抑制策を講じてまいりました。」そして、さらにこのような法案を提出をしております。審議をお願いします、こういう話であります。

地価抑制に対して本当に政府は自信を持って、いつ、このように安定させますということが一体言ひ得るのか、このことを実は結論としてお聞きをしたいのです。

それからまた建設大臣の方の所信表明を読んでみると、土地対策の項の中で次のように書いておられます。「宅地対策については、地価の安定に留意しつゝ」かくかくしかじかのことをやること書いてあるわけです。一体この留意するといふのはどういうことなのか。これも自信のある言葉ではありません。私は、国土と建設が最も地価抑制に対する責任をお持ちだろうと思うのであります。したがつて、こういうことに対する責任の所在についてまず明確にしていただきたい、こう思つて質問を展開するわけであります。

さてそこで、地価高騰の現況については先般来から事務局からお聞きをいたしております。このとおりでよろしくございましょうか。「昭和六年地価公示の特徴」それから「六十二年地価公示の概要」こういったような説明を聞いておりまですが、これに付加すること、おありでござりますか、どうでござりますか。まずこれをお聞きをしたいと思っております。

今後とも、市民からの相談に積極的に対応して、関係機関との連携を密にしながら地上げ等に絡む違法行為には厳正に対処していくといふ考え方で取り組んでおるところでございます。

○坂上委員　いわゆる刑法犯罪類似のお話を今あつたわけでございます。

今度は行政上の問題といつしまして、土地の買取によるこれを取得することは適法なんじゃないか、こう思われるわけです。だから、これをやるんだつたら抵当権設定も禁止しなければ、抵当権がなされてこれを競売した場合、これを含むのですか。

確かにこの中に売買の禁止書いてあります。しかし、抵当権の設定を許せば、抵当権に基づく競売によってこれを取得することは適法なんじゃないか、こう思われるわけです。だから、これをやるんだつたら抵当権設定も禁止しなければ、抵当権を取得した人が保護されないということがある

○川説明員　国有財産売買契約書におきましては、地上権、賃借権等使用収益を目的とする権利の設定を禁止しておりますけれども、抵当権の場合につきましては、抵当権設定者である買い受け

概要にすべて焦点が網羅されておりまして、そのとおりでございます。また地価対策につきましては、私どもの現在取り組んでおります項目をすべてそこに加えてあるということでございます。

○坂上委員　警察の方がお見えでございますのでお聞きをいたしますが、俗に言う地上げ屋というのがあるそうでございますが、私も時たま、このように困つておりますという相談も受けます。どの程度の実態になつておるのか、どの程度の把握をなさつておるのか。これは警察当局でございましょうか。あと関係省庁お答えいただくなお答えいただきたいと思います。簡単でいいですよ。

○古川説明員　最近、不動産業者が土地取引、特に地上げに暴力団を利用したり、あるいは暴力団が地上げに直接介入する事犯が増加しております。

全国の警察におきまして昨年一年間で、このようないわゆる地上げ等不動産取引に暴力団が介入し市民が困つているという相談を約千九百件ほど受理しております。この中には、ビルの屋上にハンマーで穴を開けたり建物に放火したりするなどいた極めて悪質なものもございまして、これらについては徹底して検挙しておるという現状でございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

私はこれは見せていただきました。この中で、いかがですか、制限条項、買い戻し条項が書いてあるわけですが、抵当権の設定は許すのですか、つておるわけでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

今はまだ大震省ですか、国税局来ておられるが、一度は建設大臣のお話の中で、国有地を競争入札にして放出をするものだからこれも地上げの大きさでございます。

ます。これは私は、失敗とか見間違いとかという

ことは申しません。何しろ十五年間にわたるところのいろいろの長期計画でございますから、こういうこともあるだろうと思うのです。数字ちょっと挙げられませんが、幸いここで膨大もない土地を押さえていただいているわけであります、公団から。しかも安い土地でございます。今これを求めるといつたる容易じやないようあります。だから別の方へ見出しながら、私は決してこれは災いとは言いませんが、福となるのではなかろうか、こう思っております。

そこで一つお願いでございますが、もう事業計画の期間延長はしなければなりませんし、事業内容の変更もひとつさしていただかなければなりません。それはやはり政府の力をおりしなければならぬと思っております。市会でも議論をなさつておるようあります。新潟県会でも議論が始めおるようあります。これに大きな体育施設をつくらうかといふようなお話を方からもこういう施設のものに対しても御援助いただきたいと思います。

○北村(廣)政委員 長岡ニュータウンの現状はありますので、一言でございますが関係省庁から御答弁いただきたいと思います。

○坂上委員 時間がありまぜんので、災害についてお聞きをいたします。

きょうの所信表明をお聞きをいたしておりますと、災害対策についておっしゃいました。政務次官、原子力発電所の事故に対する災害対策について向で意見がないのですか。事故が起きないので

すか。災害が起きてもこれに対する対策をしないのですか。お聞きをしたいのです。

○工藤(慶)政委員 原子力の問題につきまして、災害対策の中で、いろいろな幅広い災害がござりますので、その中の一項目として原子力施設等の防災についても所要の努力をしているというところでございますが、項目が非常に多いものでございまから、原子力について特に文章では触れておられないのだ、かように存じます。

○坂上委員 今度は具体的にお聞きをいたしました。原子力発電所で大事故が起きたとき、国はどういう態勢に入るのですか、簡単に答えてください。

○山本(重)政府委員 原子力発電所による事故については、災害対策基本法上、同法によりまして同法の対象になる災害は、放射性物質の大量の放出に伴つて被害が生じた場合には災対法に基づいて対応をとることになつております。この場合を想定いたしまして、国及び地方公共団体で各種防災計画を定めて、その防災計画に基づいた対応をすることにいたしております。

なお、スリーマイル島の事故災害の状況にかんがみまして、昭和五十四年に「原子力発電所等に係る防災対策上当面とするべき措置について」という事項を中央防災会議で決定いたしまして、この決定に基づいて、そういう事故が起つりました場合には、國務大臣を本部長として関係行政機関の職員から成る事故対策本部を設置して対応するといふことにいたしております。

○坂上委員 どこの国務大臣ですか。

○山本(重)政府委員 これはそのときの状況によりまして、國務大臣としても、災害対策をつかさどる国土長官もございましょうし、専門的立場で知識を持つておる科学技術庁長官もございましょうし、原子力発電所等の所管をしておる通商産業大臣もございましょう。それはそれぞれの事故の態様に応じてそれに最もふさわしい國務大臣をそのときに決定するということに相なるらうかと

思います。

○坂上委員 原発で大事故が起きたときの態勢、本部長が今おっしゃつたようにその事案事案によって決まる、こうおっしゃつておるわけです。

昨年四月二十六日、ソビエトのチエルノブイリ原発の事故、どの程度避難が行われたか、御存じですか。原発の事故というのはその態様によっておられないのが、かように存じます。

それじゃお聞きをいたしますが、消防庁おられますか。消防庁、原子炉で火災が起きた場合、火を消しに行かれますか。どの程度放射能が放出した場合、もうやめるといふおっしゃるのか。

それから自衛隊の方です。防衛庁。市町村長から何とか助けてくれといつて救援が行つた場合、もう放射能が出過ぎておりますから行けません。

そこか基準があるだらうと思うのですが、どの程度のときまで応援に行かれますか。

それから今度労働省にお聞きしますが、原子力発電所の大事故が起きた、火災が起きたといふことになりますと、各新聞社、報道機関は、デスクは直ちにおまえ飛べ、こういうことになるわけでございます。業務命令であります。この業務命令は、新聞記者の立場に立つたらどの程度の放射能の放出の場合拒否できるのか、労働省、どんなようなお考えですか。

三省からまずお答えいただきましょうか。

○次郎丸説明員 火災ということでれば消防機関は出動いたしますけれども、この場合に当然、その消火に際して消防職員の被曝はできるだけ低く抑えなければならないといふことは言うまでもないわけでございます。(坂上委員)簡単でいいですよ」と呼ぶ) そういったことで、特に許容被曝線量、私どもは十伦といふことで指導しておりますが、十伦を超えるような場合は消防職員は消火活動は行わないといふことにいたしてお

○大森説明員 お答えします。

自衛隊の災害救助でござりますけれども、原発事故の火災事故に際しましては、防災会議で自衛隊の救助活動の大枠が決まっておりまして、モニタリングのための要員とか機材、それとか医療チームの派遣のための航空輸送ということが主になるかと思ひます。

御質問の、どのような放射レベルまで対応でありますか。災害本部その他の専門的な助言をいただきまして、できる限りの協力はやつてまいりたいとうふうに考えております。

○松原説明員 一般的には、労働者の身体、生命に危険が及ぶおそれが大きい場合についてまで労働契約上の就労義務を負うものとは考えられません。また労働者は、そういう場合には就労を拒否できるというふうに考えております。

御指摘の事故の場合につきましては、電離放射線障害防止規則におきまして、緊急の場合に労働者以外の立ち入りの禁止を措置すべきということを決めておるところでござります。

○坂上委員 今お聞きをしていますと、消防庁だけははつきりしているわけです。十伦になりましてももうやめます、こう言う。また、そういうような放射能が放出していれば消火活動に行けません。こうなつておる。

防衛庁のお話を聞いていますよ、今消防庁がずばつとおっしゃつたように。一体どの程度まで応援をいただけるんですかと聞いているのです、原発を抱えている住民としては。あいまいな言葉は許されないので。みんなが待つていたら、都合によつて行けません、放射能がいっぱい出でるから。これじゃ困るんです。どこまで許されるのか、こう聞いています。

労働省にもお聞きをしますが、業務命令をどこで拒否できるのかと言つておるのです。何レムまで。これは重要なことでござりますからね。

さて警察でござりますが、今言つたような状況なんですが、原発の事故が起きた場合、治安を担当する警察の立場として、治安の維持それから住民の保護について、ひとつどの程度の御活躍をいただけるんですか。警察からお聞きをしたいと思ひます。

ただ模擬住民、まあおまえは住民だという職員らを模擬住民として参加させたことがあるわけあります。一体今のような状況から見てみまして、住民参加の避難訓練の必要性というのは皆さん方どのようにお思いになつておるのか。一体、危険といふものに対してもどのような概念をお持ちになつておるのか。ひとつ貴士ある方の御答弁を伺

で、そういうことによって対応できる。ただ、この原子力発電所の事故による放射性物質の放出、特異な事態に対しでは、何が重要であるかということを考慮して、特に今申しました三点を中心とし、現在は訓練いたしておりますという現状でござります。

立の目的からいいまして、そういった避難してくる人たちをとめるためにそれを使ってくれと言われてもできないと考えております。
○坂上委員 建設省は絶対断ります。断るんですね。

できる限りのことはやるわけですが、特に原子力関係の問題につきましては極めて専門的な知識を要することになりますので、そういう関係の専門家のアドバイスをいただきながらできる限りのことはやる。例えば避難誘導でありますとかあるいは救助活動でありますとかあるいは交通規制でありますとかということにならうかと思いまが、放射性の物質が大変大量に放出されているところに、その警察官が被曝するおそれのあるところに飛び込めといふことまでは言えないといふことであろうと思います。

○山本(重)政府委員 我が国の原子力発電所につきましては、先生御案内のとおり、原子炉等規制に関する法律等によつて諸種の安全対策が講じられており、事故が発生することをできるだけ防止するという基本的体制をとつておりますけれども、万一事故によつて放射性物質の大量の放出があつた場合のことを考えまして、先ほど申し上げましたように五十四年に中央防災会議で、その際にとるべき措置、対策本部の設置であるとか、あるいは専門家、医師団等の常時配備等の手段をとつておりますが、さらに、専門的な事故対策とい

特に原発の付近とも限りませんけれども、相當な担当者からお聞きをいたしましたら、強風とかその他の災害、いわゆる自然災害によつて国道が壊されることを防止するために遮断して国道を守られるのだ、こういうお話をいたしました。原発事故が起きたときこの遮断をするのじゃないのか、放射能を浴びた住民はよその地域に逃がさないようにするのじゃなかろうか、こう言つたら、建設省がこれを管理しておりますが、建設省としてはそういう目的で設置したわけではありません、こう言つております。

○坂上委員 時間がありませんからこれで打ち切りますが、これはじっくりとお聞きをしなければならぬわけであります。災害の季節に入つてしまいますが、おわかりにならぬ方もいるようですが、原発だつて災害対策基本法の基本問題なんです。しかし、これについてはまだ全然こんな程度の対応なんです。これはもう内閣総理大臣以下、国民の生命と財産を放射能からどう守るか。外国とともに批准しようという世の中でございます。もう世界の規模でこれは守らなければだめなんです。だから、推進派と言われる宮永氏がこういうことをやつたときに思えますねがの手段でやっていきたいと考へております。

子力の大災害が起きたときに対応のしようがないじゃないですか。今外務委員会で原子力事故に対する二つの条約の批准の問題が出ています。何と書いてあるかおわかりですか、皆さん。日本はそういうおそれがあるからこの条約をつくりましたようと書いてあるんです。よくお読みください。
（建設委員会でこんなことを論議するのか）と呼ぶ者あり）災害基本法なんだ、災害基本法……（それは専門的にやる委員会があるじゃないか」と呼ぶ者あり）だから、これが専門なんだ。これが専門なんだよ。わかつているのかね。よく教えてやってください。災害というのは、今所信表明があつたじゃないか。あなた聞いているの。今言つたように、もう危険区域十キロなんというようなことを通り越して、日本国じゅうに対応のしようがないくらい万一の事故があつた場合、どうですか。国際的な批准をしなければならぬ、こうなつておるわけあります。
さてそこで、全国の原発事故の災害避難の中で、住民参加の避難訓練が行われております。

う観点から五十五年に原子力安全委員会において検討いたしまして、その中におきまして、特に原子力発電所における発電時の事故による放射性等の物質の大量放出、こういった異常事態に対応するためには、やはりそれに即応した対応をとることが必要である。そのための異常事態の把握の仕方、それから周辺住民に対する広報のあり方、教育訓練、こういったことをすることが重要である。その中で訓練につきましては、この専門委員会の中において検討されました結果、周辺住民に對してはやはり何といいましても適切に指示を行つて冷静に避難行動等をとらせる必要がある。そういう関係から、特に防災業務関係者に対する訓練ということが非常に重要である。そういうこととで、緊急時の通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練、こういった訓練を中心に行るべきであるということをいたしております。

それで、住民に対する避難訓練自体は、関係機関が適切な指示指導を行えば、地震あるいは水害等において避難訓練等は常時やつておりますの

そうだとするならば、万一原子力事故が起きた場合、遮断させるためにこれを使わせてくれといつた場合に、建設省どうするのですか。きょうお答えをいただきたい、こう言つていたわけあります。いかがですか。

○鈴木(道)政府委員 国道上の交通遮断機は、先生御指摘のようによ道道路交通の危険を防止して通行止めを緊急に実施するために設けられておりまして、御指摘の有事の際の被曝地域への車の進入を交通遮断機によってとめるということはこの設立趣旨からいひてできると思ひますけれども、この被曝地域から避難してくる人たちをそれによつてとめるということは、この遮断機の設立の趣旨からできないと考えております。

○坂上委員 こう聞いているのです。防災会議がどうしても必要だから遮断してくれと言つた場合、建設省はどうしますか、こういう質問なのです。ほかのことは答えなくていいのですから、よく質問を聞いて。

○鈴木(道)政府委員 ですから、この遮断機の設

つてはいるということを申し上げて、ひとつ御勉強をいただきたいと思っている。

「訓練をやればかえって安全性に不安を抱く」というのは、日本的な反応だ。もとと防災関係や住民の原発、放射能への知識を増やす方向で充実すべきだと思う。ソ連の事故後、外国の事故でも相互に援助しようとの国際協定も出来た。日本も対策、訓練を充実させないと、外国から援助を要請されたとき何もできないことになる」と言つている。これはいろいろ参加しております宮永一郎さんという、原子力安全研究協会の研究参与の方の言葉でござります。

きょうははしょりながらの話でありまして、ひとつ頭に置いていただきまして、また機会を見て皆様方から聞かせていただきたいと思います。確かに自然災害に対しては一生懸命やつております。私たち努力します。しかし、本当に国民の命と健康と財産を守ると言ひながら、原発は日本に関する限り事故が起きないと、國民をだましかたした施設が行われているものだから防災対策について

もこういう状況、しかもこういう委員会で、これが審議の対象の委員会であるかどうかわからぬといつて、大変問題があるわけあります。やり方には大変問題があるわけあります。ひとつ皆様方にきちっと災害の防止についてやつていただくように要請をしたい、こう思いましたが、わかりたいと思います。

○村岡委員長 小野信一君。

○小野委員 最初に両大臣の所見をお伺いいたしました。

地価問題、土地問題はとみに国政の問題、政治の課題として大きく国民から要望されております。昭和三十年代の高度成長以来、都市への人口の集中化によつてもたらされたこの土地問題は、もちろんの政策がつくれられ実行されましたけれども、結局今日の時代で見ますと、国民の住宅取得能力限界をはるかに超えております。したがつて、この三十年間の政策は成功したとは言えないと、むしろ失敗したのではないだろうか、私はこう考へざるを得ないのですが、なぜ、土地利用計画を始めとする土地政策が失敗したのか。これらの方針に対する所見を両大臣にまずお尋ねいたします。

○天野国務大臣 いろいろ御見解はあると思いますが、結果論から言えば、二十年後の状況がわからなかつたということじやないのでしょうか。この政策に対する所見を両大臣にまずお尋ねいたします。

昭和四十年代に入りましたからも、いわゆる金融の大幅な緩和と過剰流動性を背景にして、全国的な土地の投機買いなどもあつて、地価がかなり高くなつた。これに対応してもろの対策が講ぜられてまいりました。国土利用計画法、国土庁の設置もそうでござります、いろいろな規制をやり、土地税制も強化し、また土地供給の努力もさえて、狂乱した地価がおさまつてしまつました。五十年代に入つて、大変地価が安定をしてまいりました。その限りにおいては、こうしたものもろの規制とか税制とか各般の対策はそれなりの効果を上げた、私はこう考えております。

現在はまた別な要因をもつて東京の一部に地価の高騰が見られますけれども、総体的に見て、すべてよかつたとは申し上げられないけれども、今までとつてまいりました土地対策といふものについては評価してもよろしいのではないかどううか、かのように存じております。

○小野委員 もう一度両大臣にお尋ねしますけれども、建設大臣は、将来の見通しが確保できなかつた、把握できなかつたことが今日の国民の住宅取得能力との乖離を生んだ、こう言いました。國土庁は、今までの政策は成功だとは言えないにし担当ではないとは申し上げませんが、そういう点で、建設省は建設省なりにこの対策をどうするかということを今検討しております。

これは先ほどもちょっと申し上げましたが、与野党とも、これはイデオロギーの話ではありませんから、そういう観点から皆様の方の御協力を願つて早急に結論を出したいと思っておりますので、その点よろしく御協力をお願い申し上げておきます。

○工藤(農)政府委員 昭和三十年代から今日までの地価の動きなどを考えてみると、経済の高度成長に伴いまして、人口の急速な都市への集中を行なつて昭和三十年代は大変な地価の暴騰になつたわけでございます。これに対応してもろの住宅対策等が講ぜられて、ニュータウンの開発などが行われてまいりました。

昭和四十年代に入りましたからも、いわゆる金融の大幅な緩和と過剰流動性を背景にして、全国的な土地の投機買いなどもあつて、地価がかなり高くなつた。これに対応してもろの対策が講ぜられてまいりました。国土利用計画法、国土庁の設置もそうでござります、いろいろな規制をやり、土地税制も強化し、また土地供給の努力もさえて、狂乱した地価がおさまつてしまつました。五十年代に入つて、大変地価が安定をしてまいりました。その限りにおいては、こうしたものもろの規制とか税制とか各般の対策はそれなりの効果を上げた、私はこう考えております。

現在はまた別な要因をもつて東京の一部に地価の高騰が見られますけれども、総体的に見て、すべてよかつたとは申し上げられないけれども、今までとつてまいりました土地対策といふものについては評価してもよろしいのではないかどううか、かのように存じております。

○工藤(農)政府委員 建設大臣からおつしやつたとおり、今の地価問題は東京の一部に限られていますが、東京都内だけありますから、この始末をどうするかということに絞つて検討を続けていきたいと思つております。

何を対策につけ加えればよいかという御質問でござりますが、これは大変難しい土地の持つている特性、生活と生産の絶対的な基礎でもあります。しかし、この特性を持つており、需要に対応して供給ができるがおかれがちである、こういう傾向を持つておりますけれども、この特性を持つており、需要に対応して供給ができるがおかれないのです。そのためには、供給を拡大するという観点からの対策と、もう一つは、いわゆる投機的な考え方で、土地に投資をする、またすることのできるような条件が金融緩和等を含めてある、こういうものをどうして抑えていくかという、規制と供給の拡大、この両面から考えていく必要があるだろう、こう考えております。

○小野委員 土地局長にお尋ねします。

何度も申し上げますけれども、これから土地の政策は、過去三十年間から学んだ中から何を選んで、何を加えるということによって少なくとも過去の失敗を繰り返さないか、こういうことがあります。

○天野国務大臣 それほど立派な意見は持つていませんが、日本人で、今日のように国際経済で成長を始めたもろの土地政策から、これらの土地政策は何を学ばなければならないと契約しておきます。

○工藤(農)政府委員 これが先ほどもちょっと申し上げましたが、与野党とも、これはイデオロギーの話ではありませんから、そういう観点から皆様の方の御協力を願つて早急に結論を出したいと思っておりますので、その点よろしく御協力をお願い申し上げておきます。

○田村政府委員 今までの地価動向、それからこれまでの地価対策の評価につきましては、政務次官から申し上げたとおりでござりますけれども、従来の地価の動向と比べまして今回非常に特徴的なことは、従来の地価動向は上昇期には全国的に一律に上がつたという傾向であったところに、最近の状況を見てみると、しかも、今後東京以外でも動向いかんによっては局的に地価上昇が起きる可能性が非常にあるというふうに思つております。これが一つの特徴でございます。

さらにまた、最近の状況を見てみると、非常に短期間の投機的取引、土地転がしと言われておりますけれども、こういう現象が頗著でござります。金融緩和情勢が背景にあることはもちろんでござりますけれども、従来の歴史の中ではこういふった事柄はそれほど頗著ではなかつたようになります。

したがいまして、私どもはこの東京中心に対しても宅地供給を積極的に進めていくことが当然基本的な対策だと思いますけれども、同時にまた、局的に起り得る地価上昇、特に投機的な取引について機動的に的確に対応できる方策を準備する必要があります。この点については従来の制度もいろいろ整備されてまいりましたけれども、なまつたような特徴に対応する制度を特に充実する

必要があるというふうに認識しております。

○小野委員 どうも答弁をお聞きいたしましたが、これから地価が安定させられるのだという確信のある答弁を私は受け取ることができないので、されども、特に東京都を中心とした一部の異常なる地価高騰、これだけが問題点であつて、国民の住宅取得能力とかけ離れた全国的な地価についてはこれはやむを得ないという見方のように私は聞くのですけれども、これは間違いじゃないだろうか。これは間違いだらうと私は思いますので、やはり国民の所得と比較して地価が異常に高いことは全国的に間違いないわけですから、これに対する対策をきちっと立ていただきたい、これを要望しております。

そこで、国民の所得から考えて当然適正価格といふものがあるんだろうと思うのです。今日日本の適正価格は幾らか、こういう質問ではなくて、それは地域によって違うでしょうし、所得によって違うだらうと思うのです。そこで、適正価格といふのはどういう条件を満たしたときに適正価格と言えるのか、その条件を検討してあるとすればお聞かせ願いたいと思います。

○田村政府委員 先生おつしやるその適正な価格というのは、いわゆる地価公示制度あるいは国土利用計画法の中で使われている言葉でございます。その意味での適正な価格というのは、私どもは、買い進みとか売り急ぎとかそういう特別な事情のない取引場において通常成立する価格、正常価格と言つておりますけれども、こういうものであろうというふうに考えております。

それをどういうふうに把握するかということですが、さいますけれども、地価公示の公示価格を出す場合には三つ方法がございまして、一つは、今申し上げましたような特殊な事情のない通常の取引事例をたくさん集めましてこれから推定する市場価格、これを一つの参考とする。それから二番目には、地代等から収益を還元して、有効に利用した場合などのくらいの価格でも採算がとれるだらうかという、収益還元法と言つておりますけれど

も、こういう方法によつて推定される価格。それから三番目に、これは宅地開発等の場合に行われるわけですけれども、同じような効用を有する土地を造成するコストがどのくらいかかるだらうかという原価法。こういった三つの方法によつて正常と推定される価格を判定しているわけでございが運用されているわけでございます。

それからもう一つは、今のが公示価格、それから同じような方法によつて判定されます都道府県地価調査というのがございますが、この地価調査価格を基準にいたしまして、届け出の行われた取引につきまして適正な価格と言えるかどうかを判定している。こういうことで、今申し上げましたような二通りの意味におきまして、適正な価格というものを我々は運用しておる、また考えておるということをごります。

○小野委員 今の適正価格あるいは正常価格の条件を、今の東京の異常な地価の高騰というものは満たしておらないのですか。

○田村政府委員 私、今公示価格の算定について三通りの方針があると申しましたけれども、特に東京の業務地などの場合は、主として取引事例を集めてこれを参考にしていわゆる正常価格といふものを出してありますから、その地域において行われる取引事例で極端な買い進みとか売り急ぎとかあるのは非常に極端な投機的取引、こういったものを排除した普通の事例を集めて、その真ん中辺がいわゆる正常な価格、こうしたことになる

ところで、もう一つお伺いしますけれども、譲渡益課税、これは御存じのように非常に高い税率を今課しております。反面、固定資産税は標準課税で一・四、実効税率で〇・一ぐらいですか、なつておる非常に安い。このアンバランスが現在の日本の土地制度を大きくゆがめておると私は考えます。したがつて譲渡益課税は、土地を保有する意欲を持続させるという能力を地主さんと与えてしまつたのではないだらうか。しかし、そのことによつて富の再配分をゆがめるという面を持ちます。したがつて譲渡益課税は、促進するという能力と、これをストップ、阻害するという領域と、二つ持つだらうと思うのです。したがつて日本の場合に、この譲渡益課税をどちらの面を強く打ち出すことが必要なだらうか。あるいはバランスをとらなければならぬと考えるとすれば、国民の側から見ると現在の日本の土地制度といふのは成功しなかつた。こうなりますから、国民の期待にこたえるためにこの譲渡益課税の能力、潜在能力をどちらかを顕在化させる必要があるのじやないか、片方を殺してしまう今時期ではないだらうか、そう私は思うのですけれども、この譲渡益課税に対する土地局長のお考え方をお聞きいたしました。

○田村政府委員 確かに譲渡所得に対する課税をどうするかというのは大変難しい問題でございますけれども、現在の考え方では、譲渡所得といふのは、長年にわたつて蓄積した土地の資産を売つて一挙に実現するわけでございます。これに対しても、現在の考え方では、譲渡所得といふのは、普通の所得税率を掛けますと、累進税率でございまますから非常に高くなつてしまつ。これを緩和するという趣旨で、譲渡所得の二分の一を課税対象とするいわゆる二分の一総合課税といふのが建設前になつております。そういう考え方方に立ちまして、現在の長期譲渡所得については、四千万円以下の部分は二〇%の比例課税、それを超える部分は二分の一総合課税、こういうふうな仕組みになつております。

○小野委員 これもまた問題点を残した答弁になります。

そこで、もう一つお伺いしますけれども、譲渡益課税としての土地保有がますます有利になつて、土地を買う人がふえるだらう、そういう意見もございます。

それから、土地の譲渡益というのは、結局本人の苦労の結果というよりは、周りの開発された結果としてのいわゆる開発利益、これが顕現されてしまつたのではないだらうか。しかし、そのことによって地主に入るわけですから、この一部はやはり社会に還元してもらつという趣旨で、ある程度の税金を取るべきではないか、こういう意見もあるわけでございます。しかし、公共事業を推進するとかあるいは優良な宅地を開発する、あるいは住宅を建設するというふうな政策目的のために、土地がやすやすと売られるわけではありますけれども、本年度の税制改正におきましては、先生御案内のように、非常に短期間の譲渡益については投機的取引をさらに抑制する見地から重課するところがございます。一方で、短期については、投機的取引を抑制するという見地からこれは重課するという仕組みになつておるわけでございます。

そういうことが現在の考え方でございますけれども、本年度の税制改正におきましては、先生御案内のように、非常に短期間の譲渡益については投機的取引をさらに抑制する見地から重課するところがございます。一方で、短期については、投機的取引を抑制するという見地からこれは重課するといふ仕組みになつておるわけでございます。

そういうことが現在の考え方でございますけれども、本年度の税制改正におきましては、先生御案内のように、非常に短期間の譲渡益については投機的取引をさらに抑制する見地から重課するところがございます。一方で、短期については、投機的取引を抑制するという見地からこれは重課するといふ仕組みになつておるわけでございます。

○小野委員 終わります。

○村岡委員長 沢藤礼次郎君。

はいかといふ御意見がある。これは事実でございます。しかし一方で、譲渡所得課税を軽減すれば資産としての土地保有がますます有利になつて、土地を買う人がふえるだらう、そういう意見もございます。

それから、土地の譲渡益というのは、結局本人の苦労の結果というよりは、周りの開発された結果としてのいわゆる開発利益、これが顕現されてしまつたのではないだらうか。しかし、そのことによって地主に入るわけですから、この一部はやはり社会に還元してもらつという趣旨で、ある程度の税金を取るべきではないか、こういう意見もあるわけでございます。しかし、公共事業を推進するとかあるいは優良な宅地を開発する、あるいは住宅を建設するというふうな政策目的のためには、土地がやすやすと売られるわけではありますけれども、本年度の税制改正におきましては、先生御案内のように、非常に短期間の譲渡益については投機的取引をさらに抑制する見地から重課するところがございます。一方で、短期については、投機的取引を抑制するという見地からこれは重課するといふ仕組みになつておるわけでございます。

そういうことが現在の考え方でございますけれども、本年度の税制改正におきましては、先生御案内のように、非常に短期間の譲渡益については投機的取引をさらに抑制する見地から重課するところがございます。一方で、短期については、投機的取引を抑制するという見地からこれは重課するといふ仕組みになつておるわけでございます。

○沢藤委員 私は、四全総と国土開発幹線自動車道、自動車交通網の建設について質問をいたしました。 いと存じます。

まず第一に、先ほどもお出しましたが、発表をおくれております第四次全国総合開発計画でありますけれども、これがいつの時期に公表されるのか、その見通しをお聞きしたい。作業のおくれていてる事情等もあわせて御説明願えれば幸いだ。一説には、多極分散じゃなくて、中曾根首相が大都市集中といふことにこだわっていた背景もあるといふふうにある報道は伝えておるのですが、そのことを含めましてお答えを願いたいと思います。

○星野政府委員　四全総の作業の策定状況でござりますが、関係省庁と現在いろいろと御相談申し上げておる最中でございます。

でございまして、それが取りまとまりましたら国土審議会に国土庁試案といたしまして御提出申上げたいと思っております。国土審議会がどのく

審議会の御判断によるところもあるものでございまして、ここでいつ決定されるかということは

は「画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期する」とかかるいは「全国的な」特にこの部分に注目したいのですが、「高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫し、又は横断する高速幹線自動車道」云々、こう書いてあります。

潟——いわき、平ですね、これはまさに横断といふ様相を呈していますが、この秋田線だけはここでストップしているわけです。こつち側は何もないのです。こういう決め方をした、せざるを得なかつた理由というのがあつたら教えてください。

申しかねるわけでございますが、従前の例と申しますが、三全総を策定しましたときの例等をめぐつてみると、一ヵ月ないし一ヵ月半くらいの御審議をいただいておるという例がございます。それから、高規格道路の御質問でござりますが、私ども、四全総の中におきますいわゆる多極分散型国土の形成ということに關します大変重要な政策の柱が、高規格幹線道路網の整備だというふうに心得ております。その高規格幹線道路網でございまして、三全総では一ヵ月程度

このようなことにつきまして、横断というのではありませんけれども、これはこっち側からあっち側に渡るというふうな表現もあるのですが、大陸、陸地や大洋などを東西の方向に横切ることとあります。東西の方向に横切ること、これが横断だ、東西と言つておるので、辞典は、これは地球の二つの特徴でしょうね、国の配置から見て。それで見た場合、今実はこのルートの問題で、秋田を含めて日本は大きな問題になってるつゝよ。それ

○鈴木(道)政府委員 今の大正七千六百キロの国土開発幹線自動車道の建設に際しましては、全国の各区域から、半島、島嶼を除いて、大体二時間ぐらいいで行けるようなネットワークをつくるうといふのがまず一つ基本的な考え方方にございまして、それから当時の経済力あるいは新産・工特等の拠点開発等を勘案しながら、その他交通需要を見て総合的に七千六百キロメーターが決まったわけですが、さいまして、恐らく今北上で切られているといふことは、全体の見算の関係からいへば道路需要が当

の理由は何かということをございますが、私ども、四全総は特に地方、各都道府県はもちろんでござりますが、経済界その他とよく意見を交換する必要があるだらうといふことで、昨年国土審議会の方で、計画部会でございますが、調査審議経過報告をいただきました後、大臣を先頭にいたしまして各地方、ロックごとにいろいろと意見を聞いてまいりました。そういうような手続をしながら今日に至つておるという状況でござります。

○沢藤委員　事情等はその程度のお答えしか期待できないと思うのですけれども、いつ、今の作業状況から見て例えば五月中とか六月上旬とか、そういう目標は持つておられると思うのです。その点についてもう一言お願ひしたい。

一 タ余どいうことを申しておりましたが、私がそれを持ち去る事で、現在関係省庁と折衝中でございます。それから同時に、路線名あるいはその他のことにつきましても、できればなるだけ明示させていただきたいというふうな方向で折衝をしている最中でございます。

○ 沢藤委員 数字等で明らかにされなかつた点についてでは今の段階ではこれ以上追及申し上げません。私は勝手に推測するのですが、今のお話等も含めまして一万キロ台、そして既定路線の七千六百の二倍まではいかないだろう、大体その中間くらいじゃないかというふうに考えておるのであります。大臣うんうんどうなずいておりますので、その程度に理解をしておきます。一万三ないし四千

はルートをどう引くかという問題です。
さて、もとに戻りますけれども、この「国土を
縦貫し、又は横断する高速幹線自動車道を開設
する。しかるに、今まで法定化された、つまり第三
三条の別表に載せられております各路線、大きくな
分ければ十九路線、小さく分ければ三十二路線。
その中で北東北横断道と呼びたいと思うのです
が、秋田、横手、北上、さらにはそれを延長して
の太平洋と結ぶという、固有名詞がないものであります
から、秋田線という名稱しかないものですから、
ぶつ通すということを考えた場合に、私は北東北
という言葉を使わせていただきたいのですが、そ
のように御理解ください。
このたくさんあるうち、第三条別表にあるうち

○**沢藤委員** 今のお答えで、言いようによつてある程度ほつとした部分もあるのですが、私は先ほど来申し上げた第一条の理由等からいつて、秋田、横手、北上は決まつてゐるわけですから、当然國土を横断するといふ意味では真っすぐ釜石に行くのが自然ではないか。これは後でまた別な理由といいますかファクターもつけ加えますけれども、これについてはお考えはどうですか。

○**鈴木(道)政府委員** 縦貫とか横断の定義になりますけれども、國土開発幹線自動車道で縦貫道と言つておりますのは、大体國土の中心軸方向を繋

キロメートル、これが私の得た感じでございま
す。

でこの北東北横断自動車道が国土を横断していない。先ほど申し上げた意味では横断していない。つまり秋田から横手、横手から岩手の北上までは

貢と言つております。例えば九州ですと南北になつております。それを横切る方向を横断と言つております。それよりまして、先ほど先生からほかの、辞典から

緒しまして、その四全線の中に国土開発幹線自動車道建設の内容が盛り込まれていると思うのですが、どうですか。盛り込まれているとすれば、既に法定化されております七千六百キロメートルの既定の路線に何キロ上積みされる予定であるか、新しく建設を予定している路線の数、総延長をお示し願えれば幸いでございます。

○星野政府委員 策定時期でございますが、現在先ほども申し上げましたように関係省庁と折衝中の

キロメートル、これが私の得た感じでございま
す。次に、時間が余りありませんので、先に進ませ
ていただきます。

国土開発幹線自動車道建設法第一条、この「目
的」というものを私は今後の作業で重要な取り上
げて見詰めていきたいというふうに考えておるわ
けであります。繰り返すようで恐縮ですが、第一
条には「国土の普遍的開発」を図るとか、あるい

でこの北東北横断自動車道が国土を横断していない。先ほど申し上げた意味では横断していない。つまり秋田から横手、横手から岩手の北上までは決められたが、残った太平洋沿岸へどうつなげるかということについてはこの別表にはないわけです。なぜこれが、他のところは、これは手すりぎとにと言えば語弊がありますが、地図をちょっと広げてみたのですけれども、——これが東北の縦断、横断ですけれども、酒田——仙台あるいは新

貢と言つておりまして、例えば九州ですと南北に
なつております。それを横切る方向を横断と言つて
おりまして、先ほど先生からほかの、辞典から
の御講義もございましてけれども、必ずしも端か
ら端まで行ってなければ横断と言えないというよ
うには考えておりません。本来ならばそういうつ
の必要性もあつたと思いますけれども、現在法律で
も横断自動車道に入つておるわけでございます
で、現在の秋田線も横断自動車道であると考えて

○天野國務大臣 御承知のよう、今年度の予算は既に昨年度約一兆円近くは前倒しで使っております。そして、この間暫定予算を組むときに約一兆円近くの金をやはり使っています。残りはそれほど大きなものではございません。しかし、今の残っている予算は、恐らく今月の二十二、三日ころまでには成立するだらうと思うのであります。が、その段階において得る最大限の前倒しをしたいと思っております。これは仕事を活気ある状態につなぐ意味においての考え方でござります。

そうしますと、一週間ぐらいで全部執行ができる予定でありますから、今度後期の予算編成に入らわけですが、その後期、下期の例年であります。が、雪寒地帯、寒冷地帯等は御承知のように十一月末あるいは十二月から春の二月まで仕事ができないくなる可能性のあるところが非常に多くあるわけでありまして、そこにまた補正を出しますと、四国、九州、中国地方とか関東、関西はまだ結構ですが、北陸、東北、北海道といったような地域は作業が非常に困難になってしまいます。そういう点でどうせ編成するなら早くできないか。要するに予算を編成するのが目的ではなくて、完全執行しないことには内需拡大にもなりませんし、失対対策にもなりません。そういう意味で、やるためにやはり冬期間を除いてある程度の予算を今年度じゅうに仕上げるようにしてほしい。そうするにはやはり六月中に臨時国会を召集しなくちゃいけないんじゃないかという話をしたわけであります。

そこで、来年度の予算でありますが、来年度の予算は十二月から召集される国会で審議されることになりますが、これもできることなら予算審議中に委員会の御了承を願つて、相当額の前倒しをやりたい。そうしますと、来年の夏までの間は非常に活気のある公共事業の執行が行われるんではないかという考え方でこの意見を持つておるわけであります。

○坂井委員 そのお考えはよくわかりました。ま

たわかるのですが、問題は税収の見通し、見込みですね、その辺の絡みの問題。それから大臣がお考えの公共投資をうんと大型にやりたい、これは大変結構だと思います。そうなりますと、ただ財源をどうするか。恐らくお考えは建設国債ということがなと。ただ、一〇〇%建設国債に頼ることが仮に無理とすれば、その一部は例えばNTTのをちょっと取り込んだいというお気持ちもおありかな、そんなところを探るようなことで恐縮なんですか。けれども、若干、内需について大臣がどんなお考えをお持ちなのか。

○天野國務大臣 それはごもっともの話であります。私が、二十分の一国務大臣ですから、財源についても意見はないわけではありません。私の方は、建前として各担当省が必要とするものに対しては大蔵省が財源を苦労して見つけてつくつとくれるのがそれは本筋だと思っております。そうですから、建設国債を出さなきゃいけないとかあるいはNTTの株を処分した金でやれなどといふことは申しません。私、財源には触れていないのです。あくまでもこれだけの事業は執行すべきだ、客観的、主觀的情勢からいって今の段階ではこれぐらいの予算が必要だと思うから予算を出せといふ話をしておるだけであります。私、元來大蔵省の立場に立たないことになつておるものですから、その点については余り申し上げていません。

○坂井委員 そうですね。それは大臣おつしやるとおりと思う。これは余り大蔵省の立場を考えてもおつたら仕事はできませんね。仰せのとおりと思います。これは大蔵省のしりはうんとたたくように。

そこで今度は補正予算の中身の問題ですね。この間伊東政調会長も、中曾根さんがアメリカにお行きになつて、そして五兆円以上の大型の内需拡大の投資をやりたい、これは国際公約でしよう。どうもこの公共事業予算、これは結構だが、從来の各省庁ごとの配分率に従つて配られるといふよ

うな硬直的なやり方ではこれはいかがなものか、どうも効果が上がらないか、つまり今までの配分方式を改めて、例えば半分は従来の方でやりましょう、しかし残り半分は不況地域でありますとか不況業種あるいは特に効果の上がる事業、そういうところに重点配分をしたらどうか、自民党内の協力も取りつけることに全力を挙げたいというようなことを強調されたと報ぜられておられますとか不況業種あるいは特に効果の上がる事業、そういうところに重点配分をしたらどうか、つまり下水道でありますとか公園でありますといふをやりますが、大臣はこの考え方に対してもどうでしようか。

○天野國務大臣 去年の補正予算の段階において私は私案であつたわけであります。閣議で了承をとつて、去年の補正から今のは不況地域対策といふものを、十分とはいひかないのですが相当額を入れて、その地域に対する傾斜配分というものをやつておるつもりであります。ところが御承知のように、最初は点だけであつたのですが、北海道は室蘭がひどいんじやないかとか東北では釜石がひどいんじやないかとか、いろいろ点だけが問題になつておつたが、最近の状態からいいくとこれは相当やつぱり全国的に不況の問題が出てきたんじやないかと思われます。それでこれは、通産省と労働省とよく事務的に連絡をとりまして、できるだけそういう形に流したいとは考えております。

ただし、ここ数年間御存じのように公共事業絞られておるものですから、いわゆる先進国との比較からいえば問題にならないほどおくれていいわけでありますから、そういう観点で不況対策に全部を投ずるというわけにもまいりません。そういう点で、実はこれはまだ決定してないのです。が、建設省自体としては来年から三年間繼續で、十兆円のそうした関係に特別に執行のできるような予算を要求しようという考え方で今います。自民党の方でも年間五兆円ずつ三年間計画で別に出されにいたしましても從来の予算配分方式をこの辺で一回見直さなければならぬぞ、特に生活関連公共社会資本、これは欧米に比べてうんとおくれておる、安心できる国民生活の基盤をつくるための生活関連の公共資本をまず何物にも優先をして整備しなければならぬ、この考え方がまず基本

になければならぬ。とすると、最近のいわゆる貿易摩擦、日米の険悪な経済関係、そういうことから、外圧によつて内需拡大をやらなきやいかぬか

ないかという考え方を持つておりますが、これはまだ決定したわけではありません。建設省としてはそういう考え方で、関係している地域と話し合ひをしているところでございます。

○坂井委員 大蔵省の方もこの予算配分はもう一回見直しをして、建設省に対しても、住宅でありますとか下水道でありますとか公園でありますといふをやりますが、大臣はこの考え方に対してもどうでしようか。

○高橋(進)政府委員 まだ具体的にはそういうことがあります。建設省の方に要望といいますか、そういうことでも建設省の方に要望といいますか、そういうことをしてはいかがかといふようなことを大蔵省の方に要望といいますか、そういうことにはございません。

○坂井委員 ああそうですか。わかりました。今大臣のお考えも伺いましたが、そこでやつぱり財源の問題がどうなるかというところに頭がすり入るものだから余りこの議論は深入りを実は私は内心したくない気持ちなんですね。NTT株の売却益が何とかならぬかなというようなことを探つてみたり、なかなかかかし難いなど。

ただしかし、この公共事業、特に生活基盤を強化する、大蔵省のそういう方針が本当の方針としてあるならこれは大変結構だと思う。したがつて、そういう意味では財源は大蔵省でうんとお考えもいただきたいなと思うわけであります。いざれにいたしましても從来の予算配分方式をこの辺で一回見直さなければならぬぞ、特に生活関連公共社会資本、これは欧米に比べてうんとおくれておる、安心できる国民生活の基盤をつくるための生活関連の公共資本をまず何物にも優先をして整備しなければならぬ、この考え方がまず基本になければならぬ。とすると、最近のいわゆる貿易摩擦、日米の険悪な経済関係、そういうことから、外圧によつて内需拡大をやらなきやいかぬか

ね。大臣、盛んに首を振つておられます、全くお考えは、そうした本当に基本をしつかり踏んまだから公共事業、とりわけ生活基盤を拡充をする、そういう社会資本の充実をいうことにうんと力点を置いて進めていかなきやならぬと思うわけでございまして、そのための、例えば今度は来年度予算の編成に向かつての予算配分の一つの方式として、概算要求段階ではゼロないしマイナスシーリングを一律に一たん線を引いて、そこで生まれてきます余裕枠といいますか、そういうものを重点的に今のような生活関連、社会資本を強化するところに予算の配分をしたらいかがか、こういう考え方も一部にあるようですが、いろいろなところを大臣もお考えだらうと思うが、そのような考え方についてはどうですか。何かしかし今はまでの方式を改めなければいかぬだらうなという気がいたしますが。

のですから、そういう意味で、アメリカに主導されてやるような内需拡大だつたら今の例えは五兆円というのなら十兆もやらなくちゃなるまい、国内の方はどうなつていいんだ、私はそう思うのです。

そういう観点で、来年度の予算編成からは概算要求マイナスなんというのは私はいたしません。このままどこまで首がつながるかわかりませんが、概算の予算を組むところまで私がいれば、私はプラスで頑張るつもりでございます。

要するに、編成方針はいろいろな行政改革と財政再建という問題との絡み合わせもありますが、今命がなくなつてはどうにもならないのですから、そういう意味で、その命をつなぐ意味においても、もう便乗してちよつと恐縮なんですけれども、後から補正を組むなんということでおなじに頭からやるようになつたと、現在私はそういう考え方を持つております。

○坂井委員 大臣、頑張ってください。公共事業予算を拡大するということについてはもう大方異論がないのですよ、みんな賛成なんですね。ただ現実を見ますと、一方には赤字脱却、財政再建路線というのが一つこう旗がある。そしたらどうしても財源をどうするのかという議論に行き着かざるを得ない。ということになつてしまりますと、今私が申し上げましたように、それじゃ、ゼロなしマイナスシーリングというところに一たん線を引いて、余裕枠が出ればそれを政策的に重点配分したらどうかというような、ある種の苦肉の策みたいな考え方方がここに出てくるということだろうと思うのですが、たゞ、そういう考え方私は極めて消極的であると思います。先ほどから天野大臣仰せのとおりだと思います。相当奮闘を持つかからなければとてもとも、今のこの本当におくれておる、国民党見てまことにお粗末な公共資本を整備することはなかなか並み大抵のことではなかろうと思ひますので、大臣、大変御苦労いただいておりますが、どうぞひとつしつかずん張つていただきまして、我々も及ばずなが

ラバックアップをさしていただきたいと思ひます。話は変わりますが、関西新国際空港が今随分にぎやかになつてまいりまして、この建設工事に対しまず外国企業の参入問題は、もうこの辺で外国企業も——外国企業というのは今アメリカでしょう。これは参入させざるを得ないというように建設業界に協力の要請を建設省がされたようでござりますけれども、その概要あるいは見通し等について若干お答えをいただきたい。

○牧野政府委員 関西新空港への外国企業参入問題でござりますが、まず基本的に、新空港を建設しておりますのは関西空港株式会社でござります。ですから、会社が自主的に判断して決定されるべきものというふうに考えております。ただ、そうした問題の中で、やはり我が国で建設工事を実施する場合には建設業の許可は当然必要でございます。そういう建設市場一般にかかる問題が不可避的に含まれておりますので、従来から私どもも入りまして運輸省、外務省、建設省三省で取り組んできたということをございます。

具体的に言いますと、新聞等で御承知かと思いますが、関西空港株式会社がアメリカの企業に対してセミナーを開催いたしました。そこでいろいろ我が国の制度等あるいは会社の基本方針を説明したりしましたが、これにつきまして、引き続いではほかの国からの要請にも応じて会社がセミナーをやつておるようなことでござります。

さてそこで、私どもがこの外国企業の我が国建設市場への参入について基本的はどう考へているかということでお聞きますが、我が国の制度は一言で言うとオープンだ。外国企業であるがゆえに例えば建設業の許可は取れないとか、取るのに当たつて非常に不利だということは全くございません。現に外国企業のままで我が国の建設業の許可を取つておられる会社もござりますし、合弁会社でやつておられる方ももちろんもつとござります。ですから私どもは、やはり我が国建設市場

に参入する以上は、我が国の法制度に従つて許可を取つた上で、企業努力を重ねられて発注者の信頼を得られる、こういうことがベースだと思っております。

ただ、そうはいいましても実際問題として、私は先ほど外国企業のまま建設業の許可を取つて、いる会社もあると申し上げましたが、参入といいますか、その実績はそういうものではございません。そもそも事実でございますから、何とか相互の理解を高めるよですがにでもなればということで、ただいま先生お話のございました件でございますが、先日、私どもの方から国内企業に対して、ひとつ外国企業、特にこの場合は御指摘のとおりアメリカでございますが、幅広い話し合いといいますか協力関係を形成するために業界に窓口を設置していただけないか、そして窓口を設置したら、お話をあればそれ相当にきちんと対応してくれませんかという要請をしたところでございます。

○坂井委員 どういうことになつてまいりますのやら、我が国には我が国の建設業界のいろいろな長年の慣行とかいろいろな積み重ねがある中で、やはり彼我がいろいろな相違というものがあるわけですね。この窓口がそちら辺の双方の理解を生むような大きな一助にもなり得て、そこで本当に双方が理解の上で米国企業なり外国企業が参入するというのならばこれは望ましいと思う。ただ、伝えられる日米摩擦、そういう中で、いわゆる外圧によつて何がしか政治的に押し切られたというような形がもしか残るとするならば、これは我が国業界にとって大変不幸なことであると思います。したがつて、そういう点につきましては十分御留意をいただきながら、そこはひとつ適切な調整なり指導を建設省の方にぜひいただきたいと思ひます。

それから、恐らくこの問題は、関西新空港の建設問題に端を発しまして、これから次から次へと起つてくる問題ですね。むしろターゲットは次にあるかもしれないというようなことが、ある意味では非常に不安があるのであります。つまり、東京湾

横断道路あるいは先ほどありました伊勢湾の海岸道路等々、ビッグプロジェクトというものが将来の我が国日本の公共資本形成の中でやはり大きなウエートを占めている。これらが一つの標的といふとしまえ方の中で関西空港の建設工事を突破口にしよう、こういう彼らのいわゆる経営戦略といふものもなきにしもあらずだろうと思う。そういうことになつてきますと、ひとりアメリカ企業だけお教えいただければと思ひます。

○牧野政府委員 まず、関西空港の工事に対しても恐らく大変頭の痛いといいますか、よく眺めながら上手な対応をしなければいかぬという非常に難しい局面だらうと思うのですが、その辺の御苦心のところもあれば、一言といいますか、簡単にお教えいただければと思ひます。

○牧野政府委員 まず、関西空港の工事に対して参入を希望しておる国は、先生おっしゃるとおりアメリカだけではございません。これは関西空港株式会社が取りの希望の申し出というのを受理しておりますから、今はいろいろな工事だけではなく、物品調達等も含みますが、それだけの十一ヵ国に入っていますけれども、ビッグプロジェクトで入ってくるのは関西新空港ということで貴重な前例くらいになるかも知れませんが、これがあっても

ただ、突破口という先生のお話でございましたが、私はやはり突破口というか、確かに今までも入ったわけですから、そういう意味では突破口という表現はやや正確を欠くのかな、このようになりますと禍根を残す心配なきにしもあらずと思います。

○坂井委員 やはり国際化という一つの大きな流れが全般にあるわけですね。そういう中で我が家がひとり賢いで、いわゆる排除の論理といふものがますありますといふことはこれはよろしくないかも知れません。

私どもは、先ほども申し上げましたように、そ

れらの国企業が入れるかどうかは、個別具体的の発注者である会社と関西国際空港株式会社との間の信頼関係がどうなるかというのが基本だと思います。ただ、そういう努力をそれぞれの国の企業がされば、それは私どものといいますか建設省としては、基本的にはオーブンだと言つていいわけでございますから、どこの国がよくてどこの国はだめということにはならない、そういうことは言い得ないと思つております。

それから、ちょっと前後しましたが、関西新空港を突破口としてその他のビッグプロジェクトに

も及ぶのではないかというお問い合わせござりますが、確かにそもそもアメリカなどでも関西新空港建設だけではなしに、その他の飛行場でござりますとか、建設省関係でいえば東京湾横断道路でござりますとか、そういうものについて向こうがいろいろしゃべつておることは事実でございます。その場合にどうなるかということですが、先ほど言いましたように私どもは制度はオープンで、努力すれば報われる。公平、無差別ということは、逆に優遇するということでもないのですから、淡々と日本の業者と同じように扱うということですから、そういう努力をされれば、どれはよくてどれはだめということはこれもまた言えないと思います。

ただ、突破口という先生のお話でございましたが、私はやはり突破口といふか、確かに今までも入ったわけですから、そういう意味では突破口といふ表現はやや正確を欠くのかな、このようになりますと禍根を残す心配なきにしもあらずと思いますので、老婆心ながらそのようなことを申し上げた。これは関西空港またおいおいと進むに従いまして、機会を改めましてお尋ねをしていきたいと思います。

そこで、テーマを改めますが、実は四全総の關係です。

○坂井委員 この間統一地方選挙が行わされました。売上税と

<

開発計画、新全総、三全総等、系譜を踏みながらもいざれも国土の均衡ある発展を目指したものであつたわけでありまして、四全総もまさにそのとおりなわけです。

それで、今度出しましたのは計画の試案でございます。前に出たのは審議経過の概要を報告したものでございましたから、今度の多極分散型の計画というものが国土庁で出しましたそもそもその試案だ、こうお考えいただいしかるべきだと思っております。

なお必要がござりますれば局長から補足させま

す。

○坂井委員 工藤政務次官 午前中のやりとりで、この四全総の成案ができるだけ早い機会にとお答えだったと思いますが、どうなのでしょうか、六月の末の閣議くらいではもう決定するというくらいのめどで進められますか。

○星野政府委員 先ほどもお答え申し上げたのですが、現在各省折衝でございます。各省折衝が終わりますと、国土審議会におかけしないとなりません。これは野党の先生方も皆さんお入りになつております審議会でございますが、その審議会で御審議いただいて諸問答申されますと、閣議決定という段取りになります。国土審議会はどのくらいで終わるのかというのは、実は国土審議会という主体があるものですから国土審議会の御判断というものが非常に重要なと思想いますが、私どもとしては先生言われるようになりますが早くやらさせていただきたいというふうに思つております。

○坂井委員 いろいろなこれから政局の動きもありますし、ちょっと流動的なかなというようなことをちらちら思ひながらお尋ねをしたのです。が、この全総案について、正直にという言い方はよくないかもわかりませんが、議論をしていきたくと思うのです。

実は、東京重視、東京一極集中、この考え方はずつとあつたと思うのです。戦前からあつた。昭和十六年体制とか言われますが、東京一極、これ

を重視するという政策が一貫して今日までずっととられてきました。地方分散というは何なのかと考えてみますと、それは生産現場だけを地方に移す。つまり情報機能でありますとか中枢管理機能、文化創造機能、そういう大事な機能はすべて東京に集中をさせる、この政策は今日に至るも一貫して昭和十六年以来ずっと続いたと思うのです。本社機能も全部東京です。工場は地方に分散させる。これは官庁においてもしかり。地方は出先機関です。中枢管理機能、これは全部東京にある。この体制というものが今日の日本の非常に高度な、言うなれば最適工業社会、こういう表現をもつて言う人もおりますが、確かに日本の大変な工業社会を形成してきた。それに役立った、極めて効率的であった、効果的であった、これは否めない事実だろうと思うのです。

したがつて、もしこの考え方を持つて今の四全総を眺めてみましたときに、四全総の議論といつては、今言う地方に生産現場だけを持つていく、分散する、果たしてこれだけでいいのかどうなかといふような議論、それから各地域を特色づける政策、つまり今村おこしとか町づくりとかいういろいろなアイデアが地域にありますね。そういう各地方、地域というものを特色づけるような政策を地方方に置いていく、こういうようなことによろしいのかといふくらいの議論であつて、やはり東京重視、東京一極集中といいますか、東京重視の政策の流れは変わるものではないのだ、こういふ説があるようでございます。

そう言われてみると、確かに今までの地方の都市機能というものを見ますと、地域の住民サービス、全国的なサービス機能を地方の都市に持たせるというようなことはかつて一回もなかつた。恐らく今後においてもそういうことは不可能です。ういうところ私は思う。もしさういう考え方方に立つならば、四全総で目指す多極分散型国土、言葉では表現できたとしても、その実行、実現の可能性というものは極めて困難じやないかなというような実は気がしてならぬものだからくどくどしくこ

んなことをお尋ねするわけでございますが、今のような説をとる人には言わせますと、東京集中はもう当然なのだ、だから中枢機能を地方に分散させることなどいうことは考えなさん、不便なのは、例えばリニアモーターカーを活用したり早いのは、たとえば東京二新幹線をつくつたらどうか、東京大阪間一時間、東京一名古屋間四十分、住まいは名古屋、大阪、働くのは東京、これが方がよっぽど効率的であるという考え方一部にあるようでございます。

そういたしますと、今、四全総の試案の中で、やはり東京に国際金融、国際情報などの都市機能が集中をしており、したがつて、この東京の世界的役割がこれからますます増大するであろう、この物の考え方は、今私が申しましたようにやはり一貫して東京重視という流れは変わらないぞといふ説を裏づける四全総の物の考え方になつていくのではないかと思う。そうは言ひながら、一方において多極分散だ、こう言う。これはなかなか、今まではずつと三全総までやってきました、地方の定住とかいろいろなことを言つてきた。地方の時代と言つてきた。地方にやがてバラ色が現実のものになるようなことも随分言つてきた。しかし今現実はどうかというと、やっぱり東京ですね。こんな席でこんなことを申し上げて甚だ恐縮なんですが、私の女房が東京で住みたいと言う。おまえ君は田舎でいいんじやないかと言つたら、とんでもない、便利が悪い、何にもない、東京へ行けば公園がある、図書館がある、美術館がある、大きな百貨店もある、ショッピングも楽しめる、緑もある、こう言ひますよ。そんなことないぞ、東京はコンクリートで囲まれた本当に砂漠だ、私はこう言ひますけれども、どうもそうではないらしい。それが今度は、今までの国土総合開発の伝統でございまます国土の均衡ある発展ということで、特に四年の第二全総のときに先生が今ずっとお触れになられましたいわゆるネットワーク論があつて、交通体系のネットワーク化と共に、中枢管理機能は大都市、それから工場等は地方といつての考え方があつたときの先生が今ずっとお触れておられたときましては、実は当時、まことに南北主軸をつくるうといふことで、南北から南北の縦貫道をつくるといふことを諸先輩がやつていただいた、現在それが完成しかつてきておりまして、いよいよネットワークの時代になるの

だというときにちょうど今差しかかっているのじやないかと思うのです。したがいまして、これがある意味で社会資本、高速交通体系につきましてはネットワーク化の時代をこれから迎えるので、基盤整備といたしましては、むしろ東京一極集中は現在の状況でありますて、今後はむしろ多極分散型の方向にいける条件が整つてきましたのではないかということが第一点でございます。

それから、第二番目の産業論を含めた先生の今のお悩みでございますが、我々も実は全く先生と同じように、本当のところはよくわからないといふことで悩んでおりますが、ただ一つだけ何となく言えそうだなと思つておりますのは、現在の東京一極集中型といふのは、金融国日本なんどござりますね。どうも金融を、全国のお金を東京に集めまして、それをアメリカへ出しまして、アメリカからどこへ行くか、こういう話でございますが、今度はその出したお金の子供が帰ってきまして、その子供がくるくるっと回つて日本経済の中で乗数効果が起つて経済を何とか安定成長とかなんとかへ持つていくということになつております。その点を強調する方々は恐らく現在の東京一極集中が先生が言われましたように大きなパラボラアンテナでありまして、そこを中心にして全国へ展開していくのじやないかということをかなり強調されます。

ところが、我が國が果たして、この比喩がいかどうかわかりませんが、ちょうど十九世紀のビクトリア王朝みたいに金融を主体にした大国でのままいけるかどうかといふことの選択の問題だと思うのです。そういう意味では、現在のそういう金融大國的な選択に対しまして、今度、まことに手前勝手かもしれません、四全総で多極分散型といふことで、例えば名古屋地域の産業技術でございますとか、関西におきます文化、経済両方の融合した独特の地域づくりだと、そういう一言でいいますと科学技術立国的な観点を踏まえた形で日本国将来といふものをもう一回よく考え直した地域構造といふものをつくり直して

いきませんと、恐らく東京一極集中イコール金融集中型の経済、それで、世界を信頼しないわけではありませんが、それがいざにしましてもなかなかお悩みでございますが、我々も実は全く先生と一緒に同じように、本当のところはよくわからないといふことで悩んでおりますが、ただ一つだけ何となく言えそうだなと思つておりますのは、現在の東京一極集中型といふのは、金融国日本なんどござりますね。どうも金融を、全国のお金を東京に集めまして、それをアメリカへ出しまして、アメリカからどこへ行くか、こういう話でございますが、今度はその出したお金の子供が帰ってきまして、その子供がくるくるっと回つて日本経済の中で乗数効果が起つて経済を何とか安定成長とかなんとかへ持つていくということになつております。その点を強調する方々は恐らく現在の東京一極集中が先生が言われましたように大きなパラボラアンテナでありまして、そこを中心にして全国へ展開していくのじやないかといふことをかなり強調されます。

○坂井委員 現在といふのは、先ほど言いましたようある意味での最適、適当な工業社会といふんですか、最適工業社会を超える時代に入つた気になりますね。生産現場といふのはもう余り魅力がなくなつてしまつたね。地方だって好まないです。それよりも中央における管理機能、情報機能、この方がよほど魅力がある、こんな時代ですね。ですから、ハイテク産業とかなんとかいうものが次に起こつてくるわけですが、この議論はまた改めてさせていただくといたしまして、天谷さん

が実はおもしろいことを言つておりましたね。今日本の三つの過大依存の危険を冒しつつありますとか、関西におきます文化、経済両方の融合した独特の地域づくりだと、そういう二つ目は東京への過大依存である。つまり、東京五十キロ圏内に二千六百万から三千万の人口を擁するこの東京への一極集中、過大依存。三つ

から、ひとつ多極分散型といふことで、確かに先生の御指摘のように少し理想論かもしませんが、今うちから十五年、二十年先を見渡しながら技術立国型あるいは科学技術型の立国といふ形で国土構造を考えいくべきじゃないだろうか。そのことが逆に言うとそれぞれ生まれ住みれた地域で自分たちの生涯を終えられる条件にもなるわけでございますから、我々の生活にとつてもすぐれてそちらの方が望ましいわけでございます。

○坂井委員 現在といふのは、先ほど言いましたようある意味での最適、適当な工業社会といふんですか、最適工業社会を超える時代に入つた気になりますね。生産現場といふのはもう余り魅力がなくなつてしまつたね。地方だって好まないです。それよりも中央における管理機能、情報機能、この方がよほど魅力がある、こんな時代ですね。ですから、ハイテク産業とかなんとかいうものが次に起こつてくるわけですが、この議論はまた改めてさせていただくといたしまして、天谷さん

が四全総において失敗するならば、これは冒頭申しましたけれども、住民、国民は大変な失望。それだけではなくて、日本列島、国土全体の大きな利益を損なうことにもなりかねない。そういう意味においては、国土庁のこの四全総に対する非常な時間をかけて、東京一極集中を改めなきやならないか。それなら今のうちから、まだ余力がありますから、ひとと多極分散型といふことで、確かに先生の御指摘のように少し理想論かもしませんが、今うちから十五年、二十年先を見渡しながら技術立国型あるいは科学技術型の立国といふ形で国土構造を考えいくべきじゃないだろうか。

大きな視点だらう。そういうものを触発し育てて、いく一つの大きな力になり得るのは何かといふと、中央省庁の一部を地方へ思い切つて持つていく、こういうことだらうかなというようなことを考えております。

あわせて、地方における唯一の資源は何かといえば、自然環境だらうと思いますね。今度はリゾート法案の審議がございますので、その際にまた議論をさせていただきたいと思ひますけれども、そういうものをいかに活用し、地方を本当に豊かに、人間が住める地域たらしめるか、これは四全総にかけられた一つの大きな問題でございます。
もうアウトラインの大まかなお尋ねしかできませんでした。具体的にはまた日を改めましてお尋ねをさせていただきたい、お答えをせひちょうどいいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○村岡委員長 伊藤英成君。
○伊藤(英)委員 まず最初に、土地の問題、地価の問題についてお伺いをいたします。

○田村政府委員 この六十二年度地価公示の結果を見ますと、全国的には比較的的地価は安定しているわけでござりますけれども、東京、その周辺におきまして異常な地価高騰が見られるというのが著しい特徴でございます。

その原因でござりますけれども、これは先ほどお話を出ておりますけれども、我が国経済の異常な国際化、情報化、サービス化、こういった構造変化に伴いまして、東京都心における業務機能への需要が非常に高まつて、オフィス床需要が大きくなつてゐる、こういうことだと思います。かなり過熱し過大化された予想需要というのもある

と思ひますけれども、いずれにいたしましてもこの都心でのビル需要が大きくなつて、これに対する供給が迫りいつかない、こういうことが基本的な要因になつて都心部で地価上昇が見られたということだと思います。そして、都心部で土地を売った者がかなり高額のお金をするわけでござりますけれども、周辺の比較的環境のよい住宅地で代替地を求めて、この結果、周辺に地価上昇が及んでおります。

一方、この過程におきまして、金融緩和情勢を背景にいたしまして、不動産業者が手当て買入をしていく、さらに一部の業者がその間の転売利益を目的として投機的取引を行っていく、こういうことで地価上昇が拍車をかけられているというふうに思つております、簡単に言いますと、そういう構図で地価上昇が起つてゐると思います。

しかし文部省をとどけるのか、あるしなまたこれからどううとしておるのかということ、それからその効果の見通しについてもお伺いをしたいのですが、それども、今のお話を聞いていてちょっとと思いついたのは、こういうことは十分認識をされて分析、対策をとられつつあるというふうに私は思いますがけれども、実際には今回の土地の取引の大半は、いわゆる大手不動産デベロッパーがやつて

いるというのじゃないんだよ。さつきオフィス化
要用が非常に大きいという話をされましたけれど
も、大手不動産デベロッパーというのは大体一〇
%ぐらいしか取引はしてない。大部分はいわゆる
転売目的の中小不動産業者がやっているわけです
ね。そういう意味で、先ほど来若千お話を出てお
りますけれども、転売、土地転がしをねらった、
言うならば需需要が大半であつたろうというこ
と、これは十分に認識をしておかなければいかぬ
のではなからうか、こう思います。
それからもう一つ、今お話を聞いていて、やは
りちょっと気になつたのは、例えば国際化、情報
化に伴う土地需要が非常に大きくなつて云々とい
うような議論がされます。これもよくされるので

すけれども、本当にそうだろうかな、そういう機能は本当に多いのだろうかな。

例えば、先ほど東京が金融都市として云々といふ話が出たりいたします。そうしたときに、今東京に立地をしておる外国系の銀行というのは大体二百行くらいだそうです。あるいは、証券会社も百五十社余りあるのだそうです。しかし、世界の銀行がほとんど全部日本に来るのかな」というと、そんなにたくさん実は銀行があるわけ

じゃないんですね、そういう意味で、本当にそんなふうになつてゐるのだろうか、あるいはそういうものが長く続くのかなといふうに考えると、案外これはうそなんじやないんだろうかといふ印象さえ受けます。ひょっとして、今の土地投機の現象に対する要因として述べられることが、あるいは国土庁等が発表する要因が逆にみんなをあおつてやっているような結果になつてやしないかな、こういふふうに思つてゐる。

そういう意味で、今申し上げたことについての考え方も含めて、一番最初申し上げました、どういう対策をとつて、これからそれがどういうふうに効果があると考えておられるか、御説明をお願いしたいと思います。

○田村政府委員 まず、都心部でのオフィス床需要が実際どのくらいあるのだろうか、場合による

と、過大な見積もりを発表してあおっているのではないかというふうなお話がございましたけれども、いろいろな機関が今後のオフィス床需要の予想を出しておりますけれども、実は現時点で私どもが計算しておりますところでは、都心五区でございますと、昭和七十五年までに今後新たに必要とされるオフィス床需要は大体千百ヘクタール程度ではないかというふうに思っております。

一方、近年都心部で再開発等による事務所の供給というのは大変増加しておりますので、六十一年までの実績で見ますと前年に比べて五、六割ふえているというような状況でございますが、そういう傾向を伸ばしてみると、都心五区では昭和七十五年までに千二百ヘクタールぐらいの供給が見込まれ

れる、可能性でござりますけれども、そういう計算をしております。そのほかに、東京臨海部にお算をしております。

ける新理立地あるいは国公有地跡地等を使って新規業務拠点等を開発してまいりますとさらに千数百ヘクタールの可能性も出てくる、こういうことがあります。この点につきましては、実はあした国土士

用白書が発表になりますけれども、この中で述べております。

そういったことでございますけれども、しかし、ある程度の規模以上の優秀な設備を備えたビルについては大変まだ需要は高いわけでございまして、これに伴つて現在も再開発等が進行中でございます。そういう中で、今まで地価高騰が見られたわけでございますけれども、東京都心部、それから郊外の百百四百地価も高騰がござつた

わから日本方面は地価高騰としきのなかにありま
なり天井感が出てきたというふうに見ておりま
す。私どもは、むしろこれから周辺部での地価高
騰がどのくらい進んでいくかということを大変心配
しているわけでございまして、特にその過程で
の短期的な投機的取引がこれを加速しないようす
気をつけなければならぬ。こういうことで現
在当面の対策として國土利用計画法の一部改正

をいたしまして、十分取引を監視していく、規制していく、それから税制の面でもこういつた投機的取引を抑制していくように対策を考えていくことになります。

○伊藤(英)委員 今後のその効果の見通しなど、どんなふうに見ておられます。

○田村政府委員 今申し上げましたような施策が実現されれば、私は今まで見られた地価高騰はかなり抑えられるというふうに考えておりま

す。

○伊藤(英)委員 ゼひそれは効果があるようには確張つていただきたいと思いますが、今お話を出ました国土利用計画法の問題につきましても、これしたちゃんと本委員会で後ほどやるとしても、その

中でも一つ気になるのは、國公有地の問題であります。私は、この國公有地の問題が、こういう土地投機の問題について政府は余りにもおざりではないかというような批判を浴びている一つの大いな要因だろう、こういうふうに思つてゐるわけです。

例えば、私は昨年の十一月にこの建設委員会で六本木の林野庁の職員宿舎の問題について取り上げました。そのときに政府の方にも強く対策をお願いしたりいたしまして、そのときは国土庁長官にも、そしてまた建設大臣にもいろいろお話を伺つたわけであります。そしてその後も、いわゆる國公有地の問題といふのは常に問題になつてゐたと思うのですが、ついこの三月にも國電の蒲田駅構内の貨物積みおり跡地の競争入札が行われました。最近のこうした主なもののが落札価格、一平米当たりどういうふうになつてゐるのか。そして、それが周辺の公示価格に対してどういう状況になつてゐるのかをまずお伺いいたします。

○田村政府委員 最近の國公有地あるいは國鉄用地の売却の代表的な例といつてしまして六本木と蒲田があると思いますが、六本木の林野庁宿舎跡地、これは昨年の十二月一日に入札が行われたわざでございますけれども、この落札価格は平米当たり七百五十九万円余りということでござります。周辺の公示価格と申しましても、直ちに比較できる地点といふのは必ずしもないわけでござりますが、公示価格を基準といたしまして、私どもは比価格と申しておりますが、この程度なら適正な範囲内ではないかといふことで、私どもが適正と判定する価格よりもかなり高額であるという結論になつております。

それから、ことしの三月に蒲田駅構内貨物跡地につきまして入札が行われたわけでござりますけれども、これは落札価格が平方メートル当たり千三百六十万円余りということで、私どもが適正と判定する価格よりもかなり高額であるという結果になつております。

その他数件、國鉄用地が売却されたのでござい

ますけれども、単純に付近の公示価格と比べますと、大体二倍から四倍ぐらいといふふうになつておりますが、ただ、これは昨年の一月一日時点の公示価格と比較してゐるわけでござりますので、その後の地価上昇あるは土地と土地の要因の比較といったことを行いますとかなり差は縮まると思ひますけれども、かなり高額であるケースが多いことは事実でございます。

ちなみに国有地につきましては、六本木はいろいろな事情がございまして一般競争入札で売却されましたが、ほかの国有地につきましては非常に抑制的に運用されておりまして、ここ三年間に都心三区では二件ぐらいしか売却された例はないと思っております。

○伊藤(英)委員 私は、今のお話を聞いておりましたと、若干高いけれども何となく余り大きな問題じやないよといふような印象さえ受けるわけです。しかし、世の中の多くの人はそんなふうには思つていいないと私は思うのです。例えば新聞紙上で見ても、大変な批判の対象になつていて私はさつきの國鉄の蒲田駅の問題にしても、そうであつて、そこそ三倍やら五倍あるいは十倍近い価格で落札されているという状況であります。そして、こういうものが地価をさらにどんどん上げてきた。何となくさつきの話は、これは六十一年のものだから価格の比較をするもつと差は縮まつておりますというような言い方をされましたけれども、言うならばこういふふうにしているわけですね。そこで、この問題が地価を上げる問題が地価を上げて、その上げた価格で比較をしている局面さえあるのではないかくらいのことさえ思ひうるわけであります。

そういう意味で、私は、国土庁の答弁の中では、危機感といふか、自分たちの、国土庁としての責任上これは大変なことであるのでどういうふうに取り組んでいかたいといふような話がもつとあつてしかるべきなんじゃないだろか、こういうふうに思ひますが、いかがでござりますか。

○田村政府委員 私どもも、一般競争入札によります国有地等の売却が周辺地価に悪影響を及ぼすおそれが非常に大きいといふ点では先生と全く同意でございまして、この点については、そういう悪影響が及ぼないように最大の配慮をしてもらいたいということで関係行政機関等にいろいろお願ひをしておりります。文書で申し入れてていることを盛り込むように運輸省とお約束をしたわけでありますし、さらにも、個々の処分計画についてもございまして、あるいはそのための連絡調整会議を開くといったこともいろいろやらせていただいているわけであります。

国有地につきましては、六本木の売却はございましたけれども、先ほど申し上げましたように一般競争入札で売ることは非常に少ない運用をしております。問題は國鉄、それから現在の時点では国鉄清算事業団用地であろうと思ひます。私どもの立場からいたしますと、こういう地価高騰の著しい時点では一般競争入札によつて売ることを差し控えてもらいたいということが本音でございますけれども、事業団の立場からいたしますとなかなかそうもいかないということで、いろいろ連絡、協議しております。最近、売る場合には十年間の転売禁止を条件とする、さらに風俗営業等の用途に使うことを禁止するといふような条件もつけるとか、いろいろ厳しい条件をつけて一般競争入札で売却しているわけでありますけれども、私どもは必ずしもそれであればいつでも売つていいものかどうかといふ点については大変疑問を持っています。

先般、地価対策協議会議でもこの國鉄清算事業団用地についてどうするかといふことが話題になりましたが、それから清算事業団において資産処分の基本方針を定めるわけでござりますけれども、この基本方針の中では、まず地域の土地利用計画を十分配慮する、これはまた同時に地方公共団体の意向を十分尊重するといふことが話題になりましたが、そういうことが一つ。それから、一般競争入札で売る場合には転売禁止その他厳しめの条件をつけていくということ。それから三番目には、一般競争入札以外に借地とか信託とか、地

価を顕在化しないような方法で処分をする、そ

ういった処分方法の導入を検討する。こういったことを盛り込むように運輸省とお約束をしたわけ

ありますし、さらにも、個々の処分計画につい

て情報、意見交換を頻繁にやっていこうということをお互いに了解をしているわけでございます。

そういうことで、これから私どももいろいろ努力してまいりたいと思います。

○伊藤(英)委員 先ほどもちょっと触れましたけれども、政府は非常におざりだな、こういうふうに言われるわけですね。その最大のものの一つが國公有地の問題であると私は思いますし、今までございましたし、あるいはそのための連絡調整会議を開くといったこともいろいろやらせていただいているわけであります。

國有地につきましては、六本木の売却はございませんけれども、先ほど申し上げましたように一般競争入札で売ることは非常に少ない運用をしております。問題は國鉄、それから現在の時点では国鉄清算事業団用地であろうと思ひます。私どもの立場からいたしますと、こういう地価高騰の著しい時点では一般競争入札によつて売ることを差し控えてもらいたいということが本音でございま

すけれども、事業団の立場からいたしますとなかなかそうもいかないということで、いろいろ連絡、協議しております。最近、売る場合には十年間の転売禁止を条件とする、さらに風俗営業等の用途に使うことを禁止するといふような条件もつけるとか、いろいろ厳しい条件をつけて一般競争入札で売却しているわけでありますけれども、私どもは必ずしもそれであればいつでも売つていいものかどうかといふ点については大変疑問を持っています。

先般、地価対策協議会議でもこの國鉄清算事業団用地についてどうするかといふことが話題になりましたが、それから清算事業団において資産処分の基本方針を定めるわけでござりますけれども、この基本方針の中では、まず地域の土地利用計画を十分配慮する、これはまた同時に地方公共団体の意向を十分尊重するといふことが話題になりましたが、そういうことが一つ。それから、一般競争入札で売る場合には転売禁止その他厳しめの条件をつけていくということ。それから三番目には、一般競争入札以外に借地とか信託とか、地

価を顕在化しないような方法で処分をする、そ

ういった処分方法の導入を検討する。こういったことを盛り込むように運輸省とお約束をしたわけ

ありますし、さらにも、個々の処分計画につい

て情報、意見交換を頻繁にやっていこうこと

をお互いに了解をしているわけでございます。

そこでまたお話しの國有地の処分につきまして

は、國土庁としては厳しくと申しますが、周辺の地価を考えながら、これをもつて地価をつり上げ

ておりますし、さらにまた、個々の処分計画につい

て情報を交換を頻繁にやっていこうこと

をお互いに了解をしているわけでございます。

そこでまたお話しの國有地の処分につきまして

は國民の共有の土地であるから一般的の競争入札でやるべきだという主張も、またそれぞれの官庁にあります。そういうものと対応して私どもの方では強く主張し続けておりまして、そういうことから地価対策の関係閣僚会議の中の申し合せとなつてゐるわけでありまして、この申し合せの趣旨を十分に貫いてまいりますように大臣ともども最大の努力をしてまいりたい、かよう存じてゐるわけあります。

○伊藤(英)委員 突然で申しわけありませんが、建設大臣にちよつとお伺いしたいと思うのですが、閣議でこの国土利用計画法の問題について論議されたときに、建設大臣からも極めて不十分ではないかといふような意味でいろいろ意見があつたように新聞等で見ました。それから今、次官の方からも各省間のいろいろな問題もあつてといふような話をされましたけれども、本当に大丈夫かな、私はそういう念をぬぐうことがどうしてもできないのですね。

それで建設大臣にちよつとお伺いしますが、建設大臣も本日の委員会でも一部国公有地の問題については触れられましたけれども、建設大臣、うまくいくと思われますかといふ聞き方はちょっとといふのかなという気がしないじやありませんが、ちょっと御意見をお伺いします。

○天野国務大臣 私は担当大臣でございませんからここで発言はどうかと思うのですが、閣議で私の発言したのは、これから審議されるわけありますが、率直に申し上げますが、國民の土地を売却するのにいろいろ網をかけて抑えはするが、國公有地を売買するのに全然触れないのは何事だということを話したわけでございます。国土利用計画法は私の発案でできた法律でありますから、その段階においてこのような状況になろうと思わなかつたのですから國公有地に網をかけるのをかけないでしまつたといふ不手際もあるわけあります、少なくとも國公有地を売却することによって國民にある悪い影響を与えるような処分の

話も含めて私は、本当にちゃんとそこで機能していくのかな、それから国土庁も、今までの経緯を見て、自分たちが思つていたように国公有地の問題についても今日まで運んできたかなという意味で、うまくいくんだろうというふうに本当に思つてゐるかどうかが疑問だな、こう思うのですね。きょうは時間もありませんのでそれ以上申し上げませんけれども、私は、今の土地問題というのはある意味では国土庁の存在意義が問われているときだと思うのですね。それこそ、もしもうまくいかなかつたら私はこの任にあらず、あるいは自分が私たちの主張は日本の現在の政府の中では生きていかない、だから責任をとつてやめますと言うぐらいいのことがひょとしたらあつてもいいのかないいうくらいの意味を持つものだと私は思うのですね。そういう意味で、ぜひちゃんと効果あるようにしていただきたいし、これはちよつとなかなかいきそらもないなと思つたらすぐアクションをとるとか、すべて後追い後追いという話になつてしまつたのではそれこそ無政府状態みたいなものですから、ぜひよろしくお願ひを申し上げたい、こういうふうに思います。

てどういうふうに負担をするとそれは合理的にないのだろうかというふうなことを考えたときに、今のいわゆる土地保有税として総称され得るものを考えたときにやはり遊離しているのではないのか。これをちゃんと頭在化すれば、例えばこれだけの価値を享受することができる人たちが、ほんの一軒で占有をするとかいうような話はこれはだんだんと難しくなつてくるかもしませんし、ある一定の地域を多数の人でシェアをするというふうな格好にもなつていいだろう。そしてまた土地の動き、供給をどういうふうに図つていくか、土地の有効利用を図つていくということを考えたときに、土地保有に対する税をどういうふうに考えるかということだと私は思うのです。それこそ、今国内でもいろいろな学者、評論家もそういう意見を出しつつあるというふうに思いますし、あるいは外国の政府からも話が出たり、あるいは外国の学者までも日本のこうした税の問題について意見を出したりしているということだと思います。そういう意味で、この土地保有に対する課税を強化するといふことが地価対策なりあるいは土地の有効利用といふことを考えたときには、いうふうな意味を持つか、寄与するのか、その辺についてお伺いをいたします。

○田村政府委員 土地保有に対する課税の強化、これは確かに潜在的なキャピタルゲインに対する課税でもあります。したがって、その課税を強化することによって土地保有コストを引き上げるということが低未利用地の有効利用のインセンティブを強めるあるいは放出を促す、こうしたことではあります。住民の可処分所得からその負担が支払われる

ことを期待しているわけでございまして、財産の処分をしてまで負担させることを予定しているものではないわけでございますから、課税の大幅な強化というのは大変困難が伴うということも事実であろうと存じます。

現に、東京におきましては固定資産税の三年目の見直しが現在行われておりますから、来年の一月一日時点でまた評価がえが行われるわけでございますけれども、これに対してどういう措置がどちられるかわかりませんけれども、かなり固定資産税あるいは相続税、相続税は今の問題ではございませんが、固定資産税について税額の上昇が見られるという予想もされるわけでございます。いずれにいたしましても、土地の保有課税の大額な強化ということは地域社会あるいは住民生活に非常に大きな影響があるわけございまして、これに対する十分な配慮が必要でございますし、また、そういうことを含めた国民あるいは住民のコンセンサスがありませんと、こういったことはなかなか実施が困難であろうと思います。

○伊藤(英)委員 いろいろ問題もありコンセンサスが必要だということはこれはもつともな話でありますし、もしこれをかなり大幅にやろうとしても大変大きな改正、改革になると思うので、もつともありますけれども、コンセンサスを得るためにもこうした問題についてやはり議論をする必要があります。したがって、その課税を強化することは非常に大きな高騰に対する国土庁の認識を一言お聞きしたいと思います。

○工藤(慶)政府委員 最近の地価の状況につきましては、ただいまお話をありましたように、全国的には比較的鎮静をしており中で、東京のしかも一部において極めて異常な上昇だというように認識をしております。したがって、私どもも、この地価対策の問題につきましては全力を挙げて取り組まなければならぬと存じておるところでございます。

○中路委員 今も異常な地価高騰という認識でおつしやいましたけれども、このような異常な地価高騰、国土利用計画法の十一条、十二条に関連してですが、この中には「その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められるもの」という事態に私は当たるのでないかと思うのですね。その際には規制区域の指定が問題になるのですが、区域の対象にどうしてやらなかつたのか。これまでこの国土利用法に基づいて

規制というのは一件もやられたことがないので、國土の認識でもこのような異常な地価高騰ですね、これについて、どうしてこの利用法の発動が行われなかつたのか。

○田村政府委員 御指摘のように、土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、あるいは地価が規制区域を指定することができるというふうに法律上はなつております。

東京都知事は現在のところ、地価の急激な上昇はもちろんあるわけでありますけれども、投機的取引が相当範囲にわたって集中し、あるいはそれが明確であるといふうに認めてはおらないと思います。したがつて、当面は都条例によりまして小口取引の届け出制をくことによって地価の監視をし、規制をしていくということが適当であるといふうに判断しているわけでございまます。

○中路委員 今、要件の一つの投機的取引の問題で、東京都は投機的取引とまだ認めていない、そういう發言があつたのですが、私は、先日東京都企画審議室が出した「土地白書」とも言われていますが、土地関係の資料集というのを、八六年度でありますが、見てみました。一般の新聞でも報道されますが、土地の高騰の原因がいろいろ言われていますけれども、これを見ますと、土地の高騰の原因がいろいろ言われていますけれども、やはり民間企業の土地を投機的な対象としてやつていふ、これに最大の原因があるのじゃないかといふことがこの東京都の調査でもうかがえるわけです。

この調査を読んでみると、例えば六十一年一月一日現在の国土庁の公示地価の上昇率が商業地で四五%を超えた千代田区などの都心の四区、これらは土地の買主の六割以上を企業が占めているのですね。取引件数がはるかに多い練馬、世田谷、

こういうところは、この地域では買い主の六割以上が個人なんですが、そして値上がりも商業地で九%から一二%、宅地で五%から一五%にとどまっているのですが、都心での企業による土地取引が地価を押し上げているという実態がこの調査でも明らかなんですね。千代田区の場合、六十年中の土地取引は七百四十三件ですが、買い主の八四%が法人、ほとんどは企業が占めているわけですね。個人は一五%なんですね。だから企業が買っているところは、主になつていてる割合が高い地域ほど値上がり率も高く、企業の土地買いあさりが値上がりと結びついているということがこの東京都の調査でもはっきりしているわけです。

先ほど東京都の認識は投機的な取引とまだ認めないとおっしゃったのですが、東京都自身が出したこの資料を見ましても、このことは地価高騰と企業との関係あるいは土地を投機的な対象にしてないところに大きな要因があるというふうに思うのですね。先ほど言いました四月二十一日に私たちが長官に申し入れた申し入れでも触れているのですが、国土利用計画法に基づく規制区域の指定等を含めた発動をすべきじゃないかということがこうした事実でも言えるんじゃないかなと思うのです。

いずれにしても、こうした投機的な土地取引に対する厳しい規制が必要だというふうに思いますが、この問題についての対策についてお伺いしたいと思います。

○田村政府委員 最近の東京を中心とする地価上昇はいろいろな要因が複合して生じていると思います。やはり基本的には、先ほど来申ししておりますように、都心部における事務所ビル需要等が急激に増大しているといふことでございます。一方、その間にあって一部法人が投機的取引を行つて、この地価上昇を加速しているということであろうかと思ひます。

法人による土地取得がどのくらいふえているかというのは、確かに東京都の土地白書でも触れて

いるわけでございます。都心部では従来から法人取引が多いわけでございますけれども、住宅系の地域におきましては、今回の地価上昇とともに法人の比率が増加している事実が認められるわけでございます。ただ、法人による土地取得が直ちにこれは投機的取引であるというふうに断定することはできないわけでございます。しかし、そういうものもかなりあるであろうということは想像されますが、これだけは、これが取引のほとんどであるといふには思つておりません。

しかし、こういった投機的取引を抑制することが地価安定に非常に有効であるということでおさいますから、いろいろ法律改正あるいは税制改正等によりまして、特にこの投機的取引の抑制を中心とした施策を現在考へ、また国会でも御審議をお願いしているという状況でございます。

○中路委員 建設大臣にちょっとお聞きしたいのですが、そのことよりも一番大きな問題は、やはり需給のバランスが崩れてしまつてじやないかと思うのです。

先ほどもちょっと申し上げましたが、国土利用計画法の改正をお願いしているはずでありますけれども、そのときの閣議で私、先ほど言つたような問題を提起して強力な意見を述べたのです。そのため、需給のバランスをとるという意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

〔委員長退席、中島（衛）委員長代理着席〕 それでこれは今事務的に進んでおりますが、これために、需給のバランスをとるという意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

○高橋（進）政府委員 建設省所管事業で用地補償費の占める割合というのは大体二割ということでおぼえておりまして、本年度におきます当初予算費、土地代などはどのくらい占めるかとお考えですか。

補正予算を組むといった場合、その性格上からいしまして二割を上回ることはないという感じであります。ただし具体的にはこれからの問題でござります。

○中路委員 大臣、これは大変ですね。二割からそれが異常な高騰を示しているわけですから、内需の拡大についても大変大きな影響を与えると思うのです。建設省としてもこの地価の高騰対策を行うのは当然のことじやないかと思うのです。

先ほどありました投機的な土地取引で利益を得ている不動産業者、こういものを厳しく規制す

るということは当然ですが、私たちのところにも訴えがたくさんあるのです。暴力や脅迫、嫌がらせという行為などで、不当な底地権や借地権、こうしたものの売買を強要するという訴えもありました。直接のこうした当事者の取り締まりだけではなくて、やはり背後の大手不動産を含めて厳しい行政措置を機敏に実施することが必要だと私は思っています。

○天野國務大臣 厳しくやることも必要であります。しかし、そのことよりも一番大きな問題は、やはり需給のバランスが崩れてしまつてじやないかと思うのです。

先ほどもちょっと申し上げましたが、国土利用計画法の改正をお願いしているはずでありますけれども、そのときの閣議で私、先ほど言つたような問題を提起して強力な意見を述べたのです。そのため、需給のバランスをとるという意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

〔委員長退席、中島（衛）委員長代理着席〕 それでこれは今事務的に進んでおりますが、これのために、需給のバランスをとるという意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

先ほどもちょっと申し上げましたが、国土利用計画法の改正をお願いしているはずでありますけれども、そのときの閣議で私、先ほど言つたような問題を提起して強力な意見を述べたのです。そのため、需給のバランスをとるという意味で東京駅の再開発を急ぐという条件をつけたのです。

私たち反対の態度をとつたわけですが、しかし、法律が制定されて事業化に向けてアセスが審議されているわけですので、改めてその問題点について幾つか御質問をしたいと思います。

道路公団が昨年六月に東京湾横断道路の環境影響評価準備書を提出され、これに基づいて神奈川県、千葉県など、それぞれその審査または意見を求めておられるわけですが、今その進捗状況、及びその中で出されている意見等を簡単に御説明いただきたいと思います。

○津澤参考人 東京湾横断道路の環境影響評価については、ただいま先生おつしやいましたように、昨年の六月から神奈川県及び千葉県において手続を実施しているところでございます。

現在までの状況ですが、千葉県においては六月三十日までに川崎市長の意見が県知事及び公団に提出をされております。

影響評価の手続の実施に当たりまして公団に提出されました住民の意見、それから知事、市長の意見の概要について申し上げますと、まず住民の意見につきましては、主として大気質、水質、自然環境等の保全に関する意見及び事業の実施に関する要望が述べられております。それから千葉県

知事の意見につきましては、準備書はおおむね妥当とされた上で、工事の施行中及び工事の完了後について追跡調査等全般に係る事項、それから大気質、騒音、振動に係る事項、水質等に係る事項、自然環境等に係る事項等について意見が述べられております。それから川崎市長の意見につきましては、大気汚染、水質汚濁、海域生物、景観、船舶航行の安全について意見が述べられておりま

〔中島(衛)委員長代理退席、委員長着席〕

○中路委員 今御説明いただいた中で、特に川崎の市長から四月三十日に意見が出ていますけれども、このもとになりました川崎市の環境影響審議会、五カ月間審議を続けたのですが、この中で、今おっしゃつたように非常に重要な問題が幾つか指摘をされています。

これにどうこたえていくかということが非常に重要な課題だと思いますが、この審査書では、計

画路線の設置に伴つて特に注目されるのは大気汚染のうち窒素酸化物及び粉じんだということを指摘しまして、今おっしゃいましたけれども、特に具体的に、大気汚染では取りつけ口の川崎の浮島の換気塔と川崎側の人工島の換気塔の排ガス、粉じん等の対策あるいは工事用船舶による水質汚濁といいますか窒素酸化物等の影響、それから船舶航行の安全対策の問題、こうした点を幾つか指摘をされていますが、今私が述べたような点について、道路公団としてこれらの対策についてどのように考え、どう対策を立てようとしておられるのか、御説明いただきたいと思います。

○瀧澤参考人 ただいま御指摘の問題は、道路公団といましても大変に重要な問題と認識をいたしております。市長の意見の内容につきましては、現在検討を行つておるところでございます。それで、今後神奈川知事の意見が提出されますが、この提出されました後に見解を含めて評価書を作成し、公告総覽することとしております。事業の実施に当たりましては、この意見の趣旨を十分尊重した上で

必要に応じ対策を講じる等、環境保全に努めてまいりたいと考えております。なお、具体的な対策等については評価書の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

また、船舶航行の安全対策につきましては、学識経験者及び関係団体の協力のもと東京湾横断道

路海上交通安全調査委員会の中で慎重な調査検討を行つておりますので、この検討結果に基づき所要の対策を十分に講じてまいりたいと考えております。

○中路委員とりわけこの大気汚染の問題なんですが、推定の交通量が一日当たり六万四千台と言われておりますけれども、そのうち川崎市の内陸部に流入する推計一万二千台の車両の通行の問題、というのが住民の間でも大変大きな問題になつておるわけです。横断道路の浮島の取りつけ口から走つておる国道四百九号線のNO.について、昨年十二月に市民団体がこの環境汚染の問題について調査した結果を今いただいておりますけれども、これを見ましても、例えば浮島橋のところが

○一七六P.m、産業道路のところが〇・三〇四P.m、京浜大師駅が〇・三六二P.mということで、川崎の環境基準は〇・〇二P.mです。中間目標も〇・〇四P.mですから、これの十倍を超える数値が今でも出でるわけです。ここに新たに加わつてくるわけですから非常に深刻なわけです。

この対策が特に必要になつてくるわけですからとも、先ほどの川崎市の審議会の答申でも沿道の市民に及ぼす影響が非常に大きいということを述べております。御存じのように、このところは横断道路とともに高速湾岸道路の計画ですね。それから川崎縦貫道路とということです、これはまだ

ありますから、こうした問題について、事業主体が別々だということで道路別の、あるいは縦貫道路のことですでの道路別の細切れのアセス

ということだけをやつていては問題が解決しない、この重なり合つた三つの道路の影響についてい

いたしたいと思います。

○中路委員 結局縦貫道路は先になりますけれども、その時点でも改めて総合的な環境の検討が必要だというふうに私は考えるわけですが、この点についてどのようにお考えですか。

○鈴木(道)政府委員 ただいまの次々にできてくる道路についてまとめてアセスメントをやれといふ先生の御指摘は大変ごもっともだと思いますが、それでも、川崎縦貫道路については現在建設省において具体的な計画策定のための調査を実施しておる段階でございまして、今の段階で東京湾横断道路とあわせて環境影響評価を実施することは困難でございます。したがいまして、この川崎縦貫道路が沿道地域の環境に与える影響につきましては、具体的な計画が固まつた後、都市計画決定にあわせて環境影響評価を実施することにしておりまして、この中で川崎縦貫道路として必要な環境保全対策を講じていくように考えております。

○中路委員 結局対策が先送りになるんですね。住民の方は影響が一本になつてくるわけですか

ら、その点ではいろいろな事情があるにしても極めて重要な問題を先送りにせざるを得ない、そしてこのアセス自身も極めて不十分ではないかと私は思うのです。

そこで、特にこれから手順で、先ほどお話しのよう県知事の意見が出ますと、手続としては道路公団が評価書を出す、縦貫期間を置いて最終的には建設大臣の事業認可が出てくるわけですが、私は大臣に特にお願ひしたいのは、今言ったようには建設大臣の事業認可が出てくるのですが、私は大臣に特にお願ひしたいのは、今言ったような経過ですから、特に事業認可の前に環境の問題にはもつと慎重な配慮で環境庁とも相談をされが必要もありますし、住民の意見も十分聞いた検討が必要ではないかと思うのですが、大臣の所見をお聞きをしておきたいと思います。

○天野国務大臣 今道路局長から答弁がありましたが、後のものまで先に繰り上げてやるわけにいきますから、こうした問題について、事業主体が第一でござります。

○中路委員 これは当然、二十年たちますから全く事情が変わってしまったんですね。同じ計画

ということを十二分検討して期待に沿えるように

いたしましたが、区画整理事業で計画決定をして、しかし事業化のめどが立たないといふ困難な区域といふのは、大企業が立たないといふ区域といふのは、大企業どれくらいあるのですか。

○北村廣政府委員 昭和五十九年十二月時点での調査しました結果によりますと、都市計画の決議後二十年以上経過いたしましても事業化されない区域は、全国で百三十八カ所ございました。その後現在までに二十一カ所が事業に着手いたしましたので、現在残つておりますのは百十七カ所でござります。

○中路委員 計画決定してから二十一年以上事業化されないというものは百カ所以上まだあるんですけど、それが立たないのか、主な原因はどういうところにあるのですか。

○北村廣政府委員 何よりも、地元説明等を練り返しておきましたが地元住民の方の御理解がどうして得られず、同意が得られないということが第一でございます。

あわせてお聞きしたいのですが、なぜ事業化のめどが立たないのか、主な原因はどういうところにあるのですか。

○中路委員 これは、二十年たちますから全く

に固執してもこれは進まないんですよ。

そこで、最後に一つ具体例でお話ししますけれども、これもその一つなんです。横須賀市の衣笠駅の南の非常に広い範囲の土地区画整理事業ですが、これも昭和四十三年十月に都市計画決定をしているのです。しかし、ずっと進まない。率直に言いますと、事実上難しくて県も市も今は放棄しているのですね。しかし、住民の方からいえば、都計画税、税金も払っているのだけれども、建築も制限を受ける、下水道も進まない、消防活動も十分でないということで不満が非常に高まっているのです。

この問題は、計画決定したからということで固執しないで、住民のニーズにこたえられる今の現状に合った都市づくり町づくりということを考えなければいけない。そういう面で、建設省がもつとこういった場所については県や市を指導して、現実に区画整理事業が困難になつた場合、地元住民の意向を十分聞いていかなければなりませんけれども、都市計画の区画整理ではなくて、それ以外の手法も含めて、住民の納得のいく町づくりを進めることができない。その点は具体的なうふうに私は思うのです。それは一部分区画整理でさらにやるところもあるかもしまぬけれども、全く事情が変わつてしまつてそんなことは困難なところも出てくるわけです。その点は具体的な実情に応じてどういう手法がいいのかということを含めて、建設省がそういう箇所についても、要があるのではないかということなんですが、これについての御見解をお聞きしたい。

○北村廣政府委員 お尋ねの衣笠南地区については、ただいま御指摘のような現状にござります。当面、細街路を整備いたしまして消防対策をすることと、下水道等環境対策をするのが先決でございますので、お話をようやく全面的な計画の見直しを図り、できるだけ住みよい環境をつくりますように県と市を指導してまいりたいと存じます。

○中路委員 今おっしゃいましたけれども、私は、建設省で至急県、市を呼んで具体的な相談をしてほしいと思うのです。区画整理事業でやれない現実に事情が変わつている箇所については、ソーンで分けてもいいと思うのですが、それにかわる手法、対策も必要だろう。あるいは緊急にやらなければいけない下水道とかそういうものについてははどうするかということも相談をしてほしい。それから、せつかく具体的な例を挙げたわけですから、できたら現地を一度見て調査もしていただきたい。そして、どういう方法がいいのか検討してほしいということを要請したいのですが、いかがですか。

○北村廣政府委員 早速そのようにいたしたいと存じます。

○中路委員 時間ですので、最後に大臣にお聞きしたいのですが、恐らくいろいろ原因があるでしょうけれども、二十年以上たつて進まないそのままのところが全国的に今もまだ百分以上あるのですね。住民の方から町づくりの点でいろいろ障害がありますから不満も出てきていますので、こういう問題について建設省として改めて積極的な指導が必要ではないかと考えるのですが、最後に大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○天野国務大臣 二十二分にその地域を調査いたしました。

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

また、小委員会において参考人の出席を求める見を聴取する必要が生じました場合は、参考人の出席を求めるごとに、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○村岡委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○天野国務大臣 十二分にその地域を調査いたしました。

○中路委員 では終わります。

○村岡委員長 質疑は終了いたしました。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○天野国務大臣 ただいま議題となりました治山

山地及び河川流域において激甚な災害が発生する

とともに、各種用水の不足は依然深刻であり、引

き続き治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して

国土の保全と開発を図る必要があります。

また、災害関連緊急事業については、状況の推

移等に応じ、機動的な対応を行う等の必要があり

ます。

さるに、景観、親水性等を生かした河川の環境

整備等の要請の増大にござるため、市町村長が

河川行政に参加できることとする必要があります。

第一に、現行の計画に引き続き昭和六十二年度

を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業

五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、再度災害を防止するため特に緊急に施

行すべき事業を五カ年計画の対象である治山事業

及び治水事業に含まれないこととしたしました。

次に、河川法の一部改正についてあります

が、市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級

河川について、あらかじめ、河川管理者と協議し

て一定の河川工事をまたは河川の維持を行なうことが

できることといたしました。

さらに、これらの改正に伴い、国有林野事業特

別会計及び治水特別会計の経理について所要の改

正をすることといたしました。

さらに、これらはこの法律案の提案理由及びその要旨であ

りますが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御

可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法

〔本号末尾に掲載〕

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法案

河川について、あらかじめ、河川管理者と協議し

て一定の河川工事をまたは河川の維持を行なうことが

できることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であ

りますが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御

可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法

案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

都市開発は、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進に寄与するとともに、内需の振興、地域経済の活性化等の要請にこたえる上でも緊急の課題となつております。この場合、民間事業者の能力を活用しつつ推進していくことが極めて重要であります。

しかしながら、特に地方都市等における都市開発事業においては、その必要性が高いにもかかわらず、事業化が困難な場合が多く、新たな支援措置が必要であります。

このようないくことから、この法律案を提出することといたしました。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法第三十四条の法人を民間都市開発推進機構として指定するとともに、機

構に対する政府の無利子貸し付け、債券に係る政府の債務保証等の支援措置を講ずることとしておられます。

さらに、機構は、公共施設の整備を伴う等一定の要件を満たす事業について、その費用の一部を負担して参加すること、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金を融通すること等の業務を行うこととともに、その他の所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で両案の趣旨説明聴取は終りました。次回は、明十五日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同条第三項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「関する事業」の下に「その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの」を加える。

第三条 第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改める。

(河川法の一部改正)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条の二 第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事を要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の一部を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

第三十二条 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)による改正前の治山治水緊急措置法第一

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第三項中「行なう」を「行う」に改め、「国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三号)に規定する災害復旧事業」を「又は第二号に掲げる事業」に改める。

管理者に代わつてその権限を行ふものとする。
第二十条中「第十一条」の下に「第十六条の二第一項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「行なう」を「行おう」に改め、同条第二項第二号中「行なう」を「行おう」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の二行を加える。

三 第十六条の二第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

附 則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 (国有林野事業特別会計法の一部改正)

第三十三条 第三項中「行なう」を「行う」に改め、「国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三号)に規定する災害復旧事業」を「又は第二号に掲げる事業」に改める。

附則に次の一条を加える。

第三十二条 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第号)による改正前の治山治水緊急措置法第一

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第二号中「に規定する災害復旧事業又は同項第三号に規定する復旧工事に関する補助金等の交付に含まれるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による協議に基づいて、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を行なったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づいて、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

4 第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対して支出しなければならない。

第五十八条第一項中「附した」を「付した」に、「及び第六十条第二項前段」を「、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段」に改める。

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第二号中「に規定する災害復旧事業又は同項第三号に規定する復旧工事に関する補助金等の交付に含まれるものとする。

る」を「から第三号までに掲げる」に改め、同項第三号中「市町村長が施行するものに係る」の下に「負担金又は」を加える。

附則中第二十九項を第三十項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、第二十五項の次に次の二項を加える。

26 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和六十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十二年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

理由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山治水事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとする等所要の措置を講ずるとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、市町村長が指定区間内の一級河川及び二級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができるようとする必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

民間都市開発の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するための特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もつて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む)のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの

(民間都市開発推進機構の指定)

第三条 建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、民間都市開発推進機構(以下「機構」という)として指定することができる。

(民間都市開発推進機構の指定)

2 建設大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(機関の業務)

一 特定民間都市開発事業(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政

令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。)について、当該事業の施行に要する費用の一部(同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準する避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設(以下この条において「公共施設等」という)の整備に要する費用の額の範囲内に限る)を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用(第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用)に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

三 民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。

四 民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(事業計画等)

第六条 機構は、毎事業年度開始前に第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後速やかに、建設省令で定めるところにより、事業計画及び收支予算を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様と子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(事業計画等)

第六条 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第七条 機構は、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(借入金及び債券)

第八条 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、基本財産の額又は純資産額のいずれか少ない額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。ただし、そ

四 その他の建設省令で定める事項

3 機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(資金の貸付け)

につては大蔵大臣、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行等が拠出する場合においては、日本開発銀行法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、北海道東北開発公庫法第三十八条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とし、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定により内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による拠出」とする。

(建設省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、建設省令で定めることとする。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十二条の規定による主務大臣の処分に違反した者

第三十二条 機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が機構の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機構に對しても、同条の刑を科する。

第二十二条 第八条第一項、第三項又は第七項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

(第一条に次の二項を加える。)

2 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)第三条

(第一項の規定により指定された民間都市開発推進機関に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。)

(第二条第一項中の「前条の」を「前条第一項の」に、「前条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第一号を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。)

(昭和六十二年法律第二号)第五条第

第五条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四条)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)第五条第

一項の規定による国との貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第六条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の二号を加える。

八 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第四号に規定するものに係る貸付け

2 前条第二項の規定による貸付金は、無利子

4 前条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の償還期間を含む)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第三条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を「第一条第一項」に改め、「貸付け」の下に「及び同条第二項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付け」を加える。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第四条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五条)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」を「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」に改める。

(第五条第一項)に改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第五条 日本開発銀行法の一部を次のように改正する。

(日本開発銀行法の一部改正)

第六条 民間都市開発の推進に関する特別措置法

第五条第一項の規定による貸付金の受入れ等に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「除外」を「除くほか」に、「借入」を「借入又は寄託金の受入れ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 日本開発銀行は、第十八条第一項第一号に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができ

第五十一条第五号中「資金の借入れ」の下に、「寄託金の受入れ」を加え、「貸付」を「貸付け」に、「譲受け」を「譲受け」に改め、同条第七号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に、「借入」を「借入れ又は寄託金の受入れ」に改める。

（北海道東北開発公庫法の一部改正）

第八条 北海道東北開発公庫法の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「[借入金等]」に改め、同条第五項中「及び第一項」を「第一項及び前項」に、「借入」を「借入れ又は寄託金の受入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5. 公庫は、主務大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第^一号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第九条 沖縄振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「[借入金等]」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「借入」の下に「又は寄託金の受入れ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に二項を加える。

理由

3. 公庫は、主務大臣の認可を受けて、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第^一号)第三条に規定する民間都市開発推進機構から同法第四条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができるのである。(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(第五条第三項中「を除く」の利子)の下に、「寄託金(北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発

金融公庫の場合に限る。)の利子」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十二条 都市計画法の一部を次のように改正する。

「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の二の次に次の一号を加える。

七十八条の三 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第^一号)の

施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「借入」の下に「又は寄託金の受入れ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に二項を加える。

理由

民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進することにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、民間都市開発推進機構の指定及び同機構の行う業務等について定めるとともに、同機構に対する政府の無利子資金の貸付け及び債務保証等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第十条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(第五条第三項中「を除く」の利子)の下に、「

寄託金(北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発

金融公庫の場合に限る。)の利子」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十二条 都市計画法の一部を次のように改正する。

「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の二の次に次の一号を加える。

七十八条の三 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第^一号)の

施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時

措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「借入」の下に「又は寄託金の受入れ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に二項を加える。

理由

民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進することにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、民間都市開発推進機構の指定及び同機構の行う業務等について定めるとともに、同機構に対する政府の無利子資金の貸付け及び債務保証等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第十条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(第五条第三項中「を除く」の利子)の下に、「

寄託金(北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発

金融公庫の場合に限る。)の利子」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十二条 都市計画法の一部を次のように改正する。

「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の二の次に次の一

号を加える。

七十八条の三 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第^一号)の

昭和六十二年五月二十一日印刷

昭和六十二年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W